

立川市成年後見制度利用促進計画

令和 4（2022）年度～令和 6（2024）年度

令和 4（2022）年



立 川 市

はじめに

認知症が進んでも、知的障害や精神障害があっても、住み慣れた地域で暮らし続けたい、という希望は誰もが持っているのではないのでしょうか。成年後見制度は、そのような希望を実現するため大きな役割を果たすことができます。

しかし、まだこの制度は、個々人の権利を護る必要がさしせまってから利用されるという段階にあり、その役割を十分果たすことができていません。現行の成年後見制度ができてから20年以上が経過し、権利擁護の制度として一定の成果を上げてきましたが、地域生活支援の制度としての利用は非常に少ないという状況にあります。

このため、今、全国的な取組みで、成年後見制度の運用を見なおし、利用者の希望に添った支援をすることに力を入れ、地域の支援のネットワークとその拠点ともいえるべき中核機関を立ち上げて市民に密着した活動を展開しようとしています。

立川市には、市民の権利や利益を守る地域のしくみや活動の実績があります。これらの活動をさらに充実させ、ほかのさまざまな支援の制度とともに成年後見制度を活用すれば、地域共生社会の実現に大きく近づくことができるでしょう。

令和4年3月

立川市成年後見制度利用促進計画策定検討委員会

委員長 赤沼 康弘

立川市成年後見制度利用促進計画

目次

第1章 立川市成年後見制度利用促進計画策定の趣旨と位置づけ

1 計画策定の背景	1
2 計画の目的	7
3 計画の位置づけ	7
4 計画の期間	8

第2章 成年後見制度に関する立川市の現状と課題

1 高齢者と障害者の状況	9
2 立川市の施策実施状況	11
3 立川市の成年後見制度推進の課題	14

第3章 計画の目標と基本的な考え方

1 計画の理念と基本方針	15
2 計画の目標	16
3 基本施策	18
4 施策の体系	19

第4章 目標達成のための施策

施策1 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築	21
施策2 地域連携ネットワークの中核機関の整備	27
施策3 地域連携ネットワークと中核機関による成年後見制度利用促進	30
施策4 必要な人が成年後見制度を利用できる体制の確保	41
立川市成年後見制度利用促進計画各施策における役割	43

第5章 計画の進捗管理と評価

コラム

・各委員（所属団体）の取組（順不同）	48
司法書士会、社会福祉士会、社会保険労務士会、 認知症地域支援推進員、障害者団体（知的）、多摩信用金庫、 民生・児童委員、福祉関係機関（精神）、地域包括支援センター、 社会福祉協議会、行政書士会、弁護士会	

資料編

本文中の語句等の説明・出典	59
成年後見制度の利用の促進に関する法律（国）	66
立川市成年後見制度利用促進計画策定検討委員会設置要綱	72
立川市成年後見制度利用促進計画策定検討委員会委員名簿	74
計画策定経過の概要	75

- 本文中「*」印がついている語句等については資料編に説明や出典などを記載しています。
- 成年後見人等(後見人等)とは補助人、保佐人、成年後見人のことをいいます。
- 後見監督人等とは補助監督人、保佐監督人、成年後見監督人のことをいいます。

第1章 立川市成年後見制度利用促進計画策定の

趣旨と位置づけ

1 計画策定の背景

現行成年後見制度の開始

高齢社会の到来に備え、またノーマライゼーション^{*1}の理念の浸透を受けて、平成11（1999）年に民法の禁治産・準禁治産制度が補助、保佐、後見という3類型の法定後見制度に改正され、また任意後見契約に関する法律の制定により任意後見制度が創設され、現行の成年後見制度が整備されました。

その施行は、福祉サービスを措置から契約に転換させた介護保険制度の施行とあわせ、平成12（2000）年からとなりました。

現行法定後見制度は、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重^{*2}等の新たな理念を取り入れ、それまでの本人保護、財産管理中心の制度から、本人の意思と身上監護^{*3}を重視する制度に変わりました。

補助類型の創設は法定後見制度を本人の状態に応じた柔軟な制度に変えようというものであり、それまで禁治産等の利用を戸籍に記載していたことを廃止して後見登記制度を創設し、また、本人の意思の尊重と身上配慮の義務を定めること等により、権利擁護の制度としての役割を明確にしています。

ただし、成年後見制度を利用すると他の資格を失うという欠格条項は、一部廃止されたものの、その多くが残されました。成年被後見人の選挙権の喪失については、平成25（2013）年の公職選挙法の改正により撤廃されましたが、その他について見直しがなされることはありませんでした。

成年後見制度利用の推移

現行成年後見制度施行後、利用者は年々増加し、平成27（2015）年には、利用者数が19万1335人となりました（最高裁判所事務総局家庭局成年後見関係事件の概況平成27年1月～12月から）。

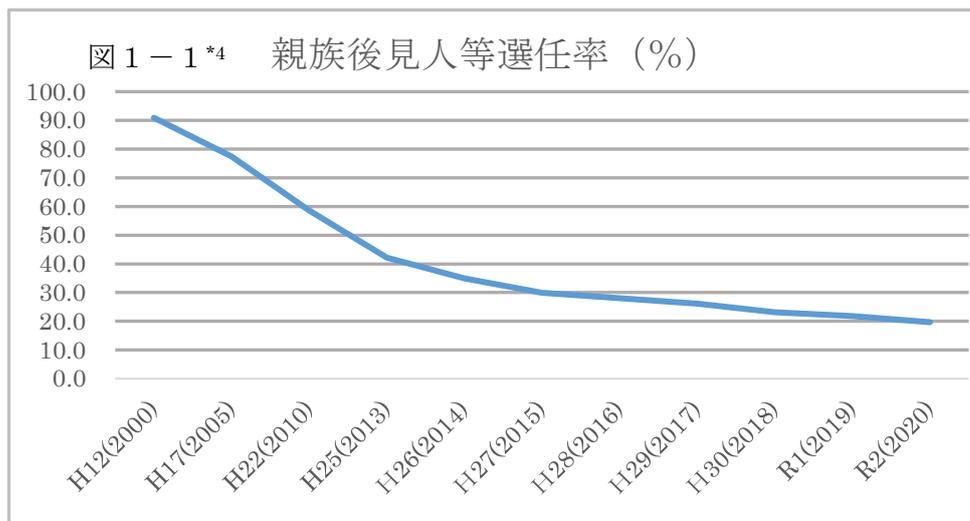
しかし、認知症高齢者数や障害者数等から、成年後見制度の利用が望ましいと推測される人たちの数と対比すると、利用者数は未だ非常に少ないと言わざる

を得ない状況にあります。

また利用者も圧倒的に後見類型に偏り、大きな必要に迫られて利用するという制度になっています。

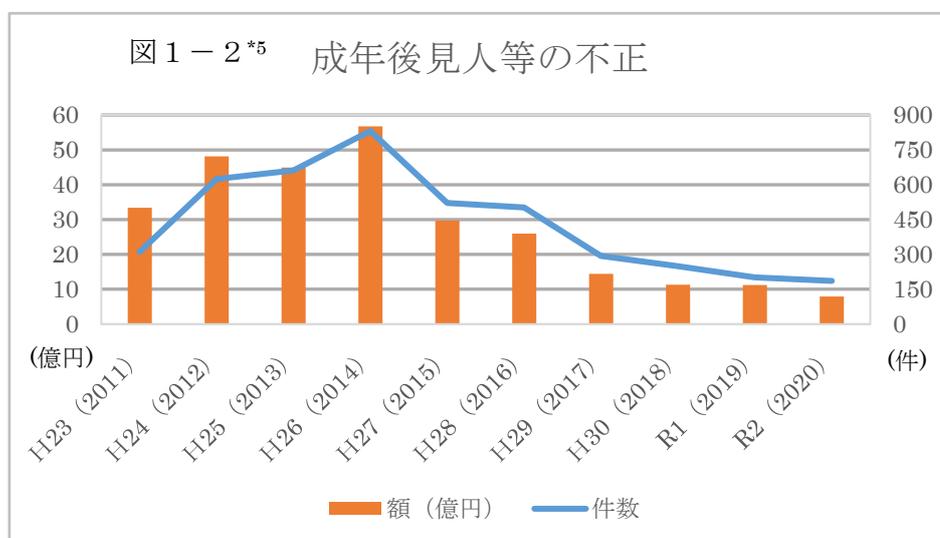
選任される後見人等（後見人、保佐人、補助人）も、当初は親族の割合が高く、平成18（2006）年においてもその割合は約83%となっていました。

しかし、この割合も年々減少するようになりまして（図1-1）。



成年後見人等の不正

利用件数の増加に伴い後見人等の不正も増加し、ピークの平成26（2014）年には年間831件、金額56.7億円となりました（図1-2）。被後見人の権利を守るべき親族後見人等が、財産を使い込むなどの権利侵害を起こしていたことが社会問題になりました。



これに対し、裁判所は、親族後見人による不正防止の観点から、後見人等につき親族ではない専門職等を選任する割合を増加させ、平成27(2015)年には、親族が選任される割合は30%以下にまで減少しました。その後も親族後見人等の選任割合は低下し、令和2(2020)年には、19.7%となっています。

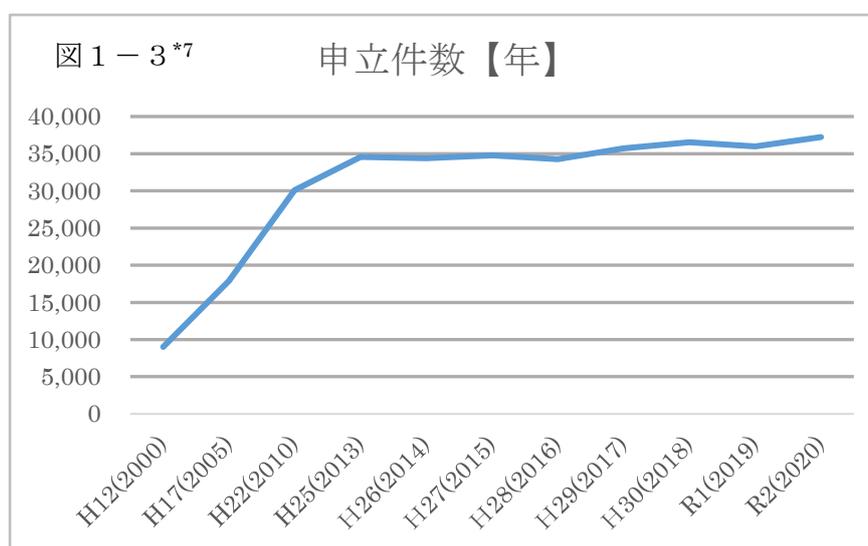
さらに裁判所は不正防止策の強化のため、ある程度の管理財産がある親族後見人等には、後見制度支援信託^{*6}の利用を求め、利用しない場合には後見監督人等を選任するという対策を進めるようになりました。

これらの不正防止対策により平成27(2015)年以降は不正件数・金額ともに減少し、令和2(2020)年には年間186件7.9億円となっています。

新規申立件数の伸び悩み

厳格な財産管理と不適切な事務や不正防止の観点から、第三者後見人等、特に法律専門職等の後見人等が増えることとなりました。

これら第三者後見人等のケースにおいて財産の適正な管理に重点が置かれるため財産保全に傾き、意思決定支援や身上保護等の福祉的視点に乏しい運用がなされている場合があること、また、身近な親族が後見人に選任される割合も圧倒的に少なくなっていること等から、日常生活支援を求める者にとって成年後見制度はメリットが感じられにくいとの指摘もあります。



同時に始まった介護保険の利用者が増加し続けているのと対照的に、新規の申立件数は伸び悩み、平成25(2013)年以降横ばいとなっています(図1-3)。

制度利用が進まないことにより、判断能力が十分でない人たちが、虐待や消費

者被害等の権利侵害にあったり、支援の拒否（セルフネグレクト）や見守り不十分な中での行方不明や孤立死となったりするなど、権利擁護ニーズに気づかれずに埋もれたままとなっている可能性が指摘されています。

成年後見制度利用促進法の制定と成年後見制度利用促進基本計画の策定

制度利用者の伸び悩みを受け、国では平成28（2016）年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「成年後見制度利用促進法」という）を施行し、平成29（2017）年には「成年後見制度利用促進基本計画」（以下「国の基本計画」という）を策定し利用を促進するとともに、国・地方公共団体の責務等が記され、市町村においても、成年後見制度利用促進のため国の基本計画を勘案した地域計画を定めるよう努めるものとされました。

成年後見制度利用促進法は、その第1条^{*8}において、認知症、知的障害その他の精神上的の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること、成年後見制度はこれらの者を支える重要な手段であるが、十分に利用されていないとの認識を示しています。

国の基本計画で、目標として掲げられた施策

- ア 利用者がメリットを実感できる制度・運用への改善を進める。
- イ 全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護の地域連携ネットワークの構築を図る。
- ウ 不正防止を徹底するとともに、利用しやすさとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備する。
- エ 成年被後見人等の権利制限に係る措置を見直す。

国の基本計画を受けて、成年後見制度の運用の改善等が進められています。権利制限に係る措置の見直しは、いわゆる欠格条項の撤廃等を求めるものですが、既に、平成25（2013）年の公職選挙法改正により、被後見人の選挙権が回復され、さらに残されている欠格条項につき撤廃等を行うため、令和元（2019）年に「権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立し、令和3（2021）年3月までに190の法律における欠格条項の撤廃等の措置が講じられました。

市町村が成年後見制度利用促進をしなければならない理由

成年後見制度は、前身の制度が禁治産制度という財産管理に重点を置いたものであったこともあり、個人の財産管理制度という私的な問題と捉えられることも多く、市町村が促進することに違和感を覚える人があるかも知れません。

しかしながら、社会の高齢化が進行することと並行して、世帯あたりの人口が減少することにより高齢者や障害者の単独世帯や高齢者のみの世帯、中高年となった障害者の子と高齢の親等の世帯が増加し続けています。一人暮らし高齢者で認知症になり施設への入所が必要になる人や、障害者で親の死去により身寄りがなくなり孤立する人もいます。

認知症やその他の精神上的の障害により、意思決定に困難を抱えていても、安心して地域で暮らしたいという希望はできる限りかなえられるべきであり、それが地域共生社会の姿といえるでしょう。

成年後見制度利用促進法は、前述の通り、これらの人たちを社会全体で支え合うことが高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資することであるとしていますが、それはまさに地域社会の課題でもあります。

成年後見制度は裁判所が管轄する制度であり、その開始、後見人の選任、監督等の最終責任は裁判所にありますが、制度を利用することで住民の権利を擁護することができ、住民の福祉を図ることにもつながります。市町村が住民サービスの一環として、制度利用が必要な人を早期に発見し、円滑に制度につなぎ、見守る仕組みをつくることによりすべての人の権利がまもられるよう努めることが求められています。

また高齢者虐待防止法（第28条）^{*9}、障害者虐待防止法（第44条）^{*10}においても虐待防止・保護・不当取引からの保護、救済の観点から、国及び地方公共団体の責務として成年後見制度の利用促進をすることが記載されています。

地域共生社会とは

制度・分野の枠や「支える側」と「支えられる側」という従来の上からの関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくことを目指すものである。

『第二期成年後見制度利用促進基本計画 最終とりまとめ』
成年後見制度利用促進専門家会議 より

成年後見制度について（最高裁判所パンフレットを参考に作成）

認知症、知的障害、精神障害、発達障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方（本人）について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで本人を法律的に支援する制度です。

①任意後見制度

本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合には、あらかじめ本人自らが選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度。家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて契約の効力が発生します。

②法定後見制度

	補 助	保 佐	後 見
対象となる方	判断能力が不十分な方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方
成年後見人等が同意又は取り消すことができる行為（※1）	申立てにより裁判所が定める行為（※2）	借金、相続の承認など、民法13条1項記載の行為のほか、申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為
成年後見人等が代理することができる行為（※3）	申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為

※1 成年後見人等が取り消すことができる行為には、日常生活に関する行為（日用品の購入など）は含まれません。

※2 民法13条1項記載の行為（借金、相続の承認や放棄、訴訟行為、新築や増改築など）の一部の行為に限ります。

※3 ご本人の居住用不動産の処分については、家庭裁判所の許可が必要となります。

※ **成年後見人等とは、補助人、保佐人、成年後見人のことをいいます。**

2 計画の目的

今後、社会の高齢化と世帯人数の減少の進行により、一人暮らしの認知症高齢者や身近に頼れる親族のいない高齢者、親なき後の支援が必要な障害者等のさらなる増加が見込まれています。

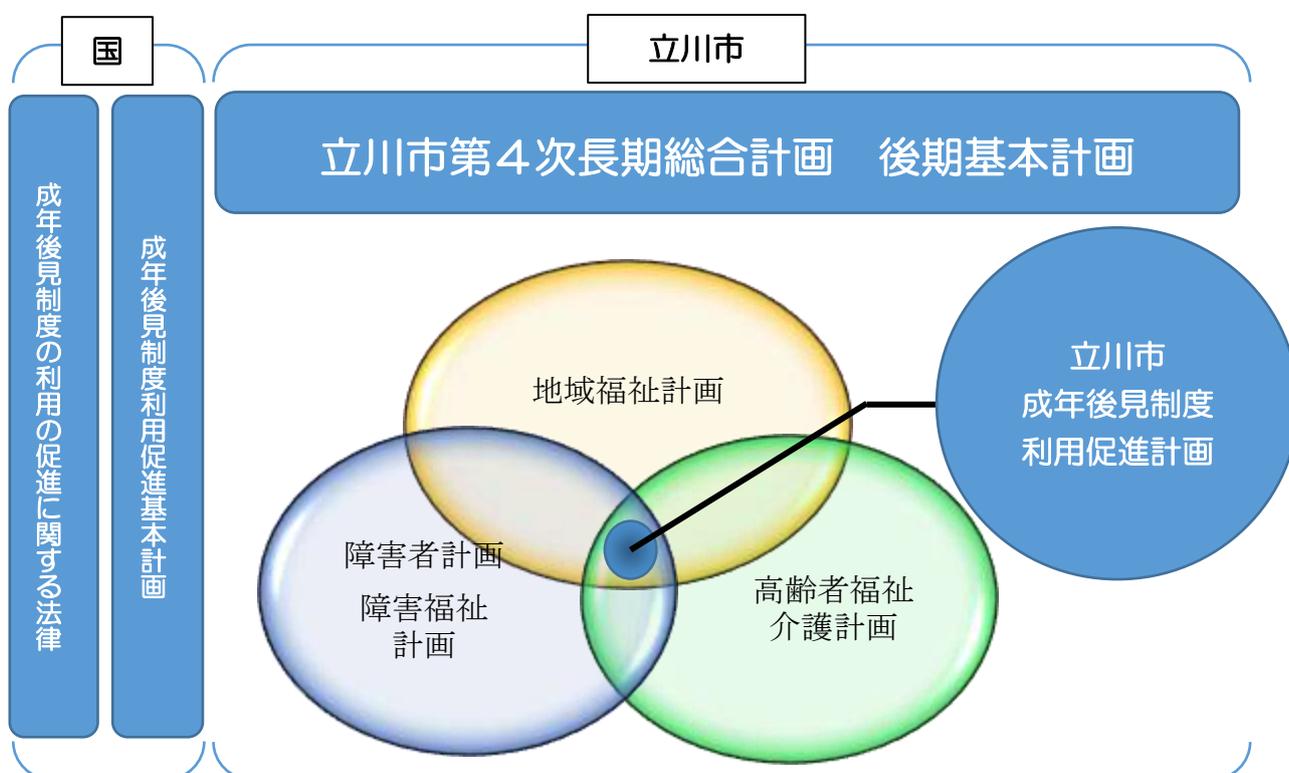
すべての人が自分らしい生活を送る権利を保障する手段として、成年後見制度の利用を促進するための施策を体系的に整理し、計画的に進めるため本計画を策定します。

3 計画の位置づけ

(法律、国計画、市上位計画)

この計画は成年後見制度利用促進法第 14 条第 1 項^{*11}に基づく「市町村計画」として策定します。国の基本計画の内容^{*12}を勘案して策定しています。

市の最上位計画である「第 4 次長期総合計画後期基本計画」^{*13}の個別計画である「立川市第 4 次地域福祉計画」^{*14}及び関連する「高齢者福祉介護計画（第 8 次高齢者福祉計画・第 8 期介護保険事業計画）」「第 6 次障害者計画」「第 6 期障害福祉計画」との整合性を図ります。



4 計画の期間

この計画の期間は令和4（2022）年度から令和6（2024）年度までの3年間とします。令和6年度中に「立川市長期総合計画」及び「立川市地域福祉計画」の改定に合わせ、次期計画策定に向け見直し作業をおこないます。

	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029
国の基本計画	第一期 2017-2021		第二期				第三期（未定）			
立川市長期総合計画	第4次（後期）					第5次（前期）				
立川市地域福祉計画	第4次					第5次				
本計画			第1次 			第2次（予定）				

※関連計画の期間

「高齢者福祉介護計画（第8次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画）」
（令和3（2021）年度から令和5（2023）年度）

「第6期障害福祉計画」（令和3（2021）年度から令和5（2023）年度）

「第6次障害者計画」（令和2（2020）年度から令和6（2024）年度）

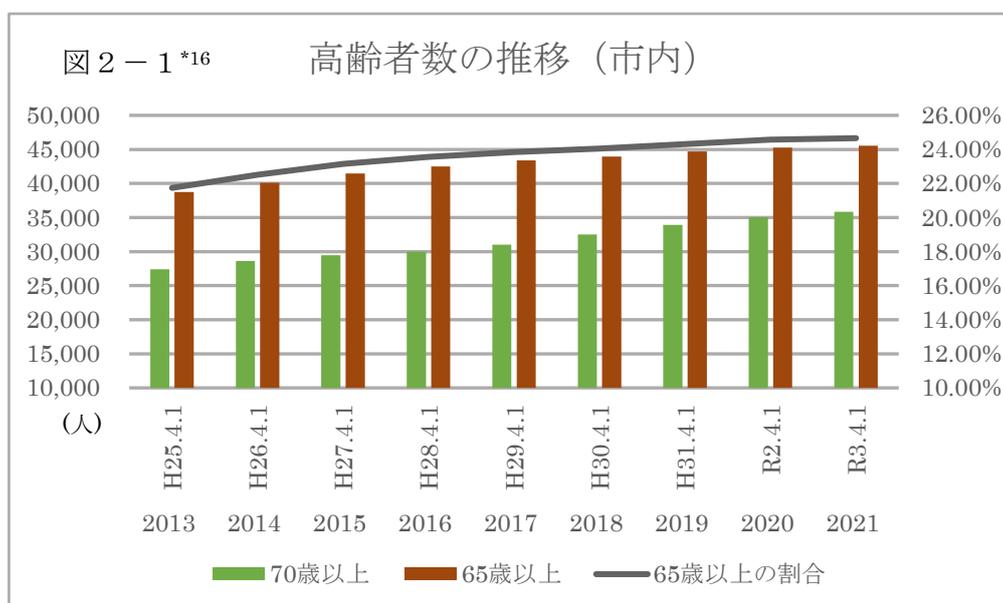
第2章 成年後見制度に関する立川市の現状と課題

1 高齢者と障害者の状況

高齢者について

立川市の高齢者人口は、令和3年（2021）年4月の時点で65歳以上が約4万5千人となり人口の24.7%となっています（図2-1）。

全国的な高齢化の流れと同様、立川市でも今後高齢化は進み、令和10（2028）年には65歳以上の割合は25%を超えると推計されています^{*15}。



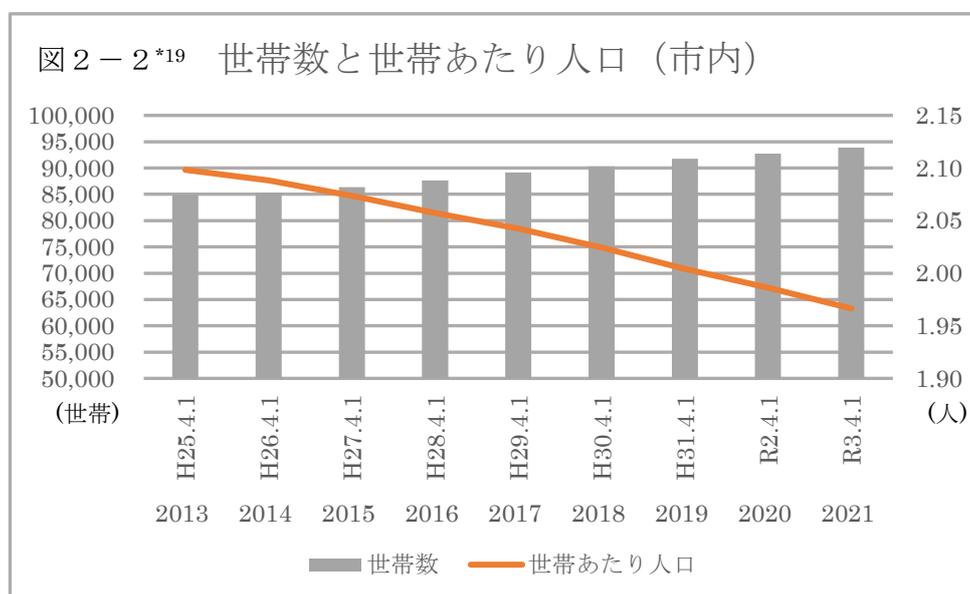
認知症施策推進大綱の資料^{*17}によると、平成30（2018）年の全国の認知症推計人口は500万人超で65歳以上高齢者の7人に1人と推計されています。

この推計を立川市の数字に当てはめると、市内の認知症の人口推計値は約6,500人となります。

また、高齢化の進行と並行して、1世帯あたりの人数は減少を続けており、高齢者のみ世帯や高齢者の単身世帯が増えています（図2-2）。

これは世帯内に支援者を求めるのが難しい人が多くなっていることを表しています。高齢期を迎えるにあたり、要介護状態や認知症になることで社会活動や地域から孤立

することが、最大の課題となっており、地域包括ケアシステム^{*18}の構築を進めるなど、住み慣れた地域で最期まで自分らしく生活するための施策が重要になっています。



障害者について

立川市内の知的障害者（愛の手帳）台帳登録数は令和2（2020）年度末で1,429人となっており、平成27（2015）年度と比べ135人増加しています。

また精神障害者保健福祉台帳登録数は令和2（2020）年度末で2,177人となっており、平成27（2015）年度と比べ582人増加しています。

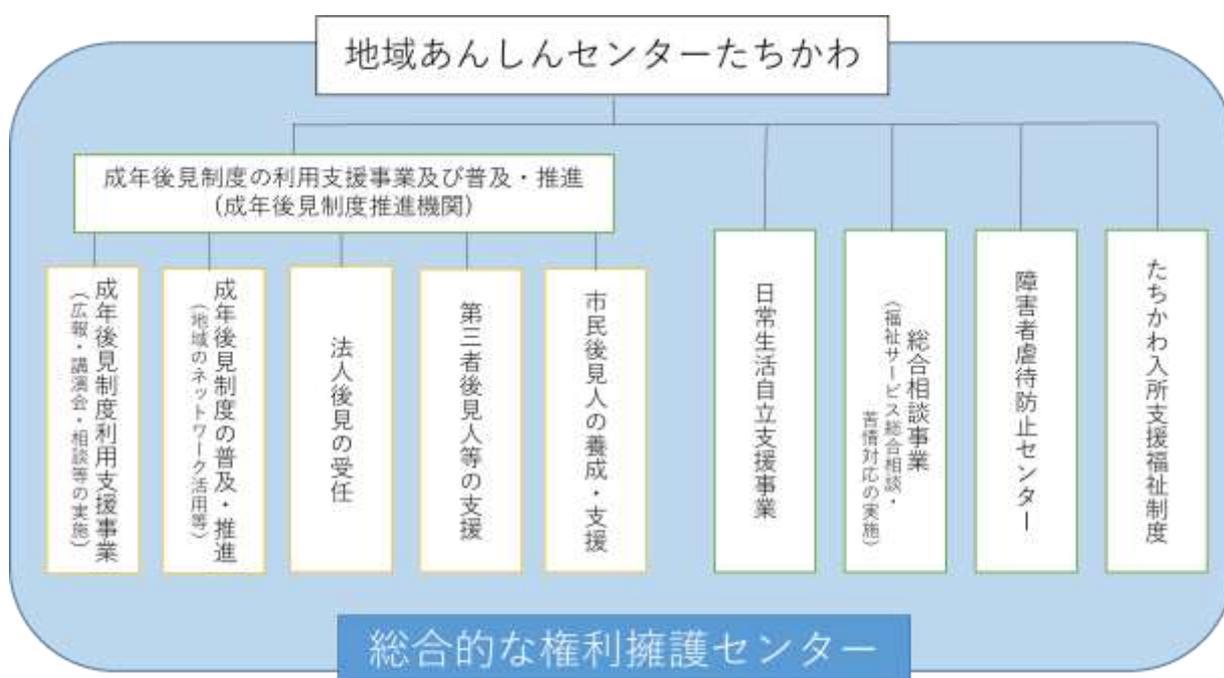
障害者を取り巻く状況も、また高齢化の影響を受けており、8050問題^{*20}や親亡き後の支援などの言葉に代表される、親の高齢化や死亡に伴う支援の継続が課題となっています。

また、障害者への虐待の防止に成年後見制度は有効な手段として機能しています。障害者の権利擁護について理解を深め、成年後見制度の利用が的確に行われる環境づくりが課題となっています。

2 立川市の施策実施状況

成年後見制度推進機関「地域あんしんセンターたちかわ」

立川市では平成15(2003)年に社会福祉協議会に「地域あんしんセンターたちかわ(以下「あんしんセンター」という)」が開設され、市と社会福祉協議会の協働により、判断能力が不十分な市民の権利を擁護するため、日常生活自立支援事業をはじめ各種事業を行っています。平成19(2007)年以降は成年後見制度推進機関(以下「推進機関」という)としての事業も実施しています。



あんしんセンターが推進機関として実施している主な事業

・成年後見制度利用支援事業

成年後見制度に関する相談、市長申立支援、本人・親族申立支援、制度普及啓発のための出前講座、講演会、広報活動、司法書士による専門相談(月1回)等の事業を実施しています。

年度	相談件数	申立支援件数		第三者後見人等の紹介	出前講座 (回数・参加者)	講演会 (回数・参加者)
		市長	本人・親族			
平成30年度 (2018)	164件	47件	12件	46件	2回・60名	2回・78名
平成31年度 (2019)	169件	42件	36件	58件	4回・74名	1回・32名
令和2年度 (2020)	172件	31件	25件	48件	3回・56名	1回・24名

・成年後見制度の普及と推進、第三者後見人等の支援

専門職や地域の関係者とのネットワークを構築し、連携して制度推進を行っています。

あんしんセンター運営委員会(年6回)を設置し、専門職・関係機関から助言・指導を得る体制を確保しています。

第三者後見人等連絡会を開催し制度や課題等について共有・検討する機会を設けています。

年 度	第三者後見人等 連絡会(回数・参加者)
平成30年度 (2018)	3回・106名
平成31年度 (2019)	3回・159名
令和2年度 (2020)	1回・53名

・法人後見等の受任

平成17(2005)年より社会福祉協議会で法人後見を実施し、あんしんセンターが後見業務を行っています。また、市民後見人の法人後見監督を行い、活動を支援しています。

法人後見受任件数	23件
後見監督受任件数	1件

(令和3(2021)年3月末実績)

・市民後見人の養成と支援

市民後見人とは、親族以外の市民による後見人です。市民目線で本人に寄り添った細やかな後見活動を行うことのできる、住民同士が支え合う共生社会を実現する人材として期待されています。

市民後見人養成研修修了者	29名
市民後見人候補者(登録者)	26名
市民後見人受任者	1名

(令和3(2021)年3月末実績)

あんしんセンターでは、平成27(2015)年より市民後見人の養成・支援事業を実施しています。養成講座を修了した市民後見人候補者は、日常生活自立支援事業及び法人後見の支援員として経験を重ねた上で後見人となります。令和元(2019)年に初めて市民後見人が選任されました。選任後はあんしんセンターが法人後見監督を行い、後見活動を支援しています。

身近な地域での見守り・相談体制

立川市では、市内を6つの日常生活圏域に分け、地域包括支援センターを設置しています。地域包括支援センターでは、地域の身近な窓口として、本人や親族だけでなく関係機関(医療・介護、民生委員、地域の金融機関等)からの相談を受け、あんしんセンターと連携し、権利擁護業務を行っています。

障害者については市の障害福祉担当部門があんしんセンターと連携して制度利用を進めてきました。令和2年度に開始された「地域生活支援拠点等」とも連携し、きめ

細かい見守り体制を構築していくことを目指しています。

市長申立による成年後見制度の利用促進

立川市では、成年後見制度の利用が必要にも関わらず、申立のできる配偶者又は4親等内の親族がない場合には、あんしんセンターと協働して市長申立による成年後見制度の利用促進を実施しています。令和2（2020）年は24件の申立実績となっています。

申立費用、後見報酬費用の助成

立川市では、申立費用や第三者後見人等（後見監督人等も含む）の報酬費用の支払いが経済的に困難な方には、費用助成を行い、経済的な理由により制度利用ができないことのないよう支援しています。

重層的な福祉のネットワーク

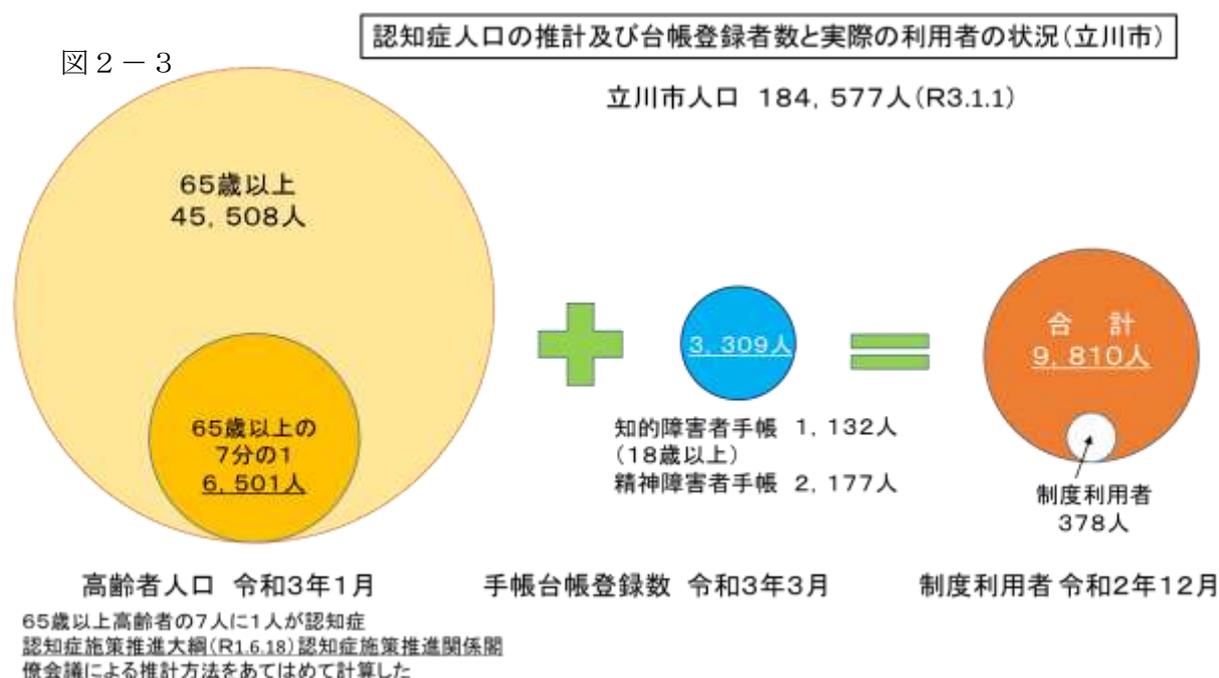
立川市では、行政、地域包括支援センター、社会福祉協議会、地域の支援者と共に、支援を必要としている市民を取りこぼすことのないよう、重層的な福祉のネットワーク構築を行っています。

3 立川市の成年後見制度推進の課題

成年後見制度の利用実績^{*21}について

立川市内の成年後見制度の利用者数は令和2（2020）年12月末現在378人となっており、65歳以上人口の0.83%となっています。全国平均の0.64%に比べて0.19ポイント高い数値で都内の平均0.84%とほぼ同じ割合となっています。

認知症施策大綱による推計の方法（65歳以上の7分の1）による認知症の推計人口と、障害者台帳登録数を合計した人数（9,810人）に対し、実際に成年後見制度を利用している人数（378人）の割合は約4%弱となっています（図2-3）。



立川市の成年後見制度推進の課題

立川市では、これまで成年後見制度推進のための施策を実施してきました。しかし、全国的な状況と同様、市内の成年後見制度利用者数は伸び悩んでいます。

これは地域の中で潜在化している課題が見落とされ、権利擁護が必要な人への支援が行き届いていない可能性を示しているとも言えます。

判断能力が不十分な人の権利擁護の重要な手段である成年後見制度を推進するためには、より一層の制度の周知、支援者も含めた相談体制の整備、自ら声を上げられない人を支える地域のネットワークの強化、成年後見制度利用後も本人の自己決定権を尊重し、財産管理のみならず、身上の保護を重視した支援体制をつくる必要があります。そのためにはこれまで以上に成年後見制度の理解を地域の関係者に深め、その連携を強化していく必要があります。

第3章 計画の目標と基本的な考え方

1 計画の理念と基本方針

本計画では、立川市第4次地域福祉計画の理念に基づいて、認知症や障害等により判断能力が不十分となった人も、そうでない人と同じように、本人の意思が尊重され「自分らしく暮らせるまちづくり」を進めます。

理 念

すべての人が自分らしく暮らせるまちづくり

～市民がつながる地域のネットワーク～

本計画の理念を実現するため、地域全体で支え合う「ネットワーク」の力で、権利擁護が必要な人が、必要な支援につながるることができる見守りのしくみをこれまで以上に強化します。

また、成年後見制度利用となった場合も、引き続き本人や成年後見人等の支援者を孤立させることなく、「ネットワーク」とつながることで本人の権利擁護の課題を解決するしくみづくりを進めることを基本方針とします。

立川市第4次地域福祉計画の理念

参画し、協働し、自らつくるまちづくり

～すべての人が自分らしくいきいきと、生きがいをもって暮らせる地域をめざして～

2 計画の目標

目 標

1. 権利擁護支援が、必要な人に行き届くようにすること
～早い段階で適切な支援につながる地域の見守りと支援～

2. 利用者が安心して制度を使えるようにすること
～自己決定権を尊重する地域の見守りと支援～

目標1 権利擁護支援が、必要な人に行き届くようにすること

判断能力が十分でない人に支援者がいない場合、例えば、住まいの確保等のための手続き（不動産取引、施設入所契約等）ができない、高齢者・障害者を狙う詐欺や親族からの経済的搾取（虐待）など、その人らしく生きる権利が侵害されてしまうことがあります。

上記のような、権利擁護支援が必要な場面では、これまでも、あんしんセンターのみではなく、地域包括支援センター、市の高齢・障害・生活福祉部門、民生委員、介護施設、医療関係者、金融機関などが地域の見守りのネットワークで必要な支援につなげてきました。

本計画では、この仕組みを明確にし、さらに多くの潜在化していると推定される権利擁護支援が必要な人が、地域の見守りの中で、早い段階で適切な支援につながることでできる体制の強化を第一の目標とします。

十分な支援体制を構築するため、権利擁護支援の有力な手段の一つである成年後見制度の理解について周知を進めます。

目標2 利用者が安心して制度を使えるようにすること

成年後見制度利用促進にあたって、国の基本計画には①ノーマライゼーション、②自己決定権の尊重の理念に立ち返り、改めてその運用の在り方を検討すべきと記載されています。

本人が制度を利用することのメリットを実感できるよう、本人の意思をできるだけ丁寧にくみ取ってその生活を守り権利を擁護していく意思決定支援

や身上保護の側面も重視した制度・運用に改善していくことが必要であるとも指摘されています。

これまでの制度運用が、財産の保全の観点のみが重視され、本人の利益や生活の質の向上のために財産を積極的に利用するという視点に欠けるなどの硬直性が指摘されてきた点を踏まえ、今後一層③身上の保護の重視の観点から個々のケースに応じた適切で柔軟な運用を検討すべきとされています。

国の基本計画の考え方を踏まえ、利用者本人が安心して制度を使えるようにするためには、以下のことが必要と考えられます。

- ・後見制度の利用に限らず、本人が自分らしく生活するため、その意思を尊重し、その生活を実現するための支援について、本人が理解し納得した上で選択できるようにすること。
- ・任意後見や補助・保佐といった本人の意思をくみ取ることが比較的容易な早い段階での制度利用を進めること。
- ・制度利用が開始され後見人等が法律行為を代行することとなっても、本人の自己決定権を尊重した運用がされること。

本人の自己決定権を尊重した、本人主体の成年後見制度の運用、そのための意思決定支援の体制づくりを第二の目標とします。

また、この一環として、後見人等の支援を本人第一の視点で進めることで、親族後見人等の事務ミスや制度への理解不足による不正事案の発生を防止することや、本人と後見人等を地域で支援することによって生まれる見守り機能や専門職団体との連携強化により第三者後見人等の不正を抑止することが期待されます。

成年後見制度の利用促進にあたって立ち返るべき理念（国の基本計画より）

①ノーマライゼーション

成年被後見人等が、成年被後見人でない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと。

②自己決定権の尊重

障害者の権利に関する条約第12条^{*22}の趣旨に鑑み、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと。

③身上の保護の重視

本人の財産の管理のみならず身上の保護が適切に図られるべきこと。

なお、現在の認知症高齢者の推計人数や知的・精神障害者の人数に対し、成年後見制度利用者は非常に少ない現状はありますが、推計されるすべての人が制度を利用すべきとは考えられていません。

本計画では、単純に利用者数が増えること、認知症の推計人数に利用者数が近づくことを目指すのではなく、すべての人が制度を理解した上で、権利擁護のために最適な選択をできるようにすること。そのための体制をつくることを目指します。

3 基本施策

以下の4つの基本施策のもと、目標到達に向けて取り組みを進めます。

施策1 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

地域の関係者・団体が協力して権利擁護支援に取り組むため、既存のネットワークを活用して連携を強化する仕組みづくりを進めます。

施策2 地域連携ネットワークの中核機関の整備

地域連携ネットワークが効果的に機能するよう、中核となる機関を設置し運営する体制を整えます。

施策3 地域連携ネットワークと中核機関による成年後見制度利用促進

①広報②相談③利用促進④後見人支援の4つの機能と不正防止効果の実現化を目指し、地域連携ネットワークの関係機関と中核機関の協働を進めます。

施策4 必要な人が成年後見制度を利用できる体制の確保

権利擁護が必要な人に行き届く体制を確保します。

4 施策の体系

計 画 の 理 念

すべての人が自分らしく暮らせるまちづくり
～市民がつながる地域のネットワーク～

計 画 の 目 標

1. 権利擁護支援が、
必要な人に行き届く
ようにすること

早い段階で適切な
支援につながる
地域の見守りと支援

2. 利用者が安心して
制度を使えるように
すること

自己決定権を尊重する
地域の見守りと支援

目 標 到 達 の た め の 施 策

施策：1
権利擁護支援の
地域連携ネット
ワークの構築

施策：2
地域連携ネットワークの
中核機関の整備

施策：3
地域連携ネットワークと
中核機関による
成年後見制度利用促進

施策4：必要な人が成年後見制度を
利用できる体制の確保

施策の体系

施策 1

権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

- 既存のネットワークの活用と連携強化
- 既存の会議体を活用した「協議会」づくり
- 関係者・関係団体との連携の強化
- 重層的支援体制整備事業との連携

施策 2

地域連携ネットワークの中核機関の整備

- 中核機関の設置と運営
- 中核機関の役割と整備

施策 3

地域連携ネットワークと中核機関による成年後見制度利用促進

- 広報機能の充実
- 相談機能の充実
- 成年後見制度の利用促進
- 後見人支援機能の充実
- 不正防止効果

施策 4

必要な人が成年後見制度を利用できる体制の確保

- 市長申立の実施
- 助成制度

第4章 目標到達のための施策

施策1 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

(1) 既存のネットワークの活用と連携強化

権利擁護支援の地域連携ネットワーク（以下「地域連携ネットワーク」という）とは国の基本計画に記載されている概念です。

全国どの地域に住んでいても、成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるように、各地域における相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みです。

具体的には、以下の目標が挙げられています。

○相談窓口を整備するとともに、成年後見制度の利用が必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる仕組みを整備する。(図4-1)



図4-1

○本人の自己決定権を尊重し、身上保護を重視した成年後見制度の運用を行うため、本人の状況に応じて、本人に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者と後見人が「チーム」となって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う体制を構築するとともに、福祉・法律の専門職が専門的助言・相談対応等の支援に参画する仕組みを整備する。(図4-2)

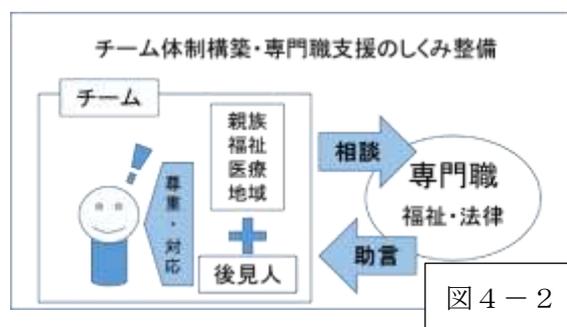


図4-2

○各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化するための「協議会」等を設立し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める。(図4-3)

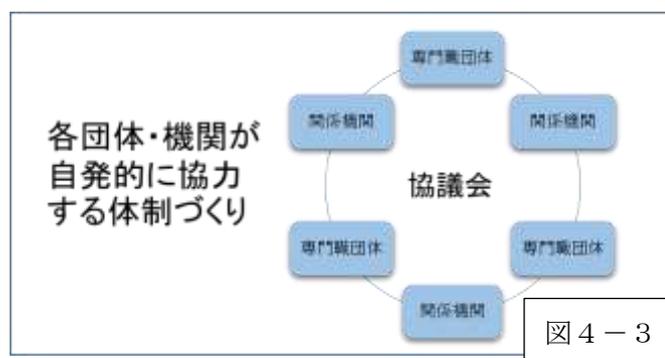


図4-3

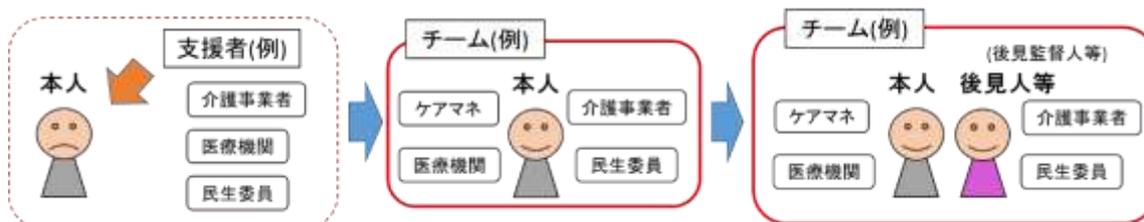
地域連携ネットワークには以下の3つの役割が求められています

- ①権利擁護支援の必要な人の(早期)発見・支援
- ②早期の段階からの相談・対応体制の整備
- ③意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

地域連携ネットワークは本人を含めた「チーム」と「協議会」、「中核機関」から構成されます。

「チーム」

本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者が日常的・継続的に、本人の意思や状況を把握し、必要なときに本人を中心としたチームとして意思決定支援を行い、対応を行う仕組み。制度利用後は後見人等(必要に応じ後見監督人等)がチームに加わります。

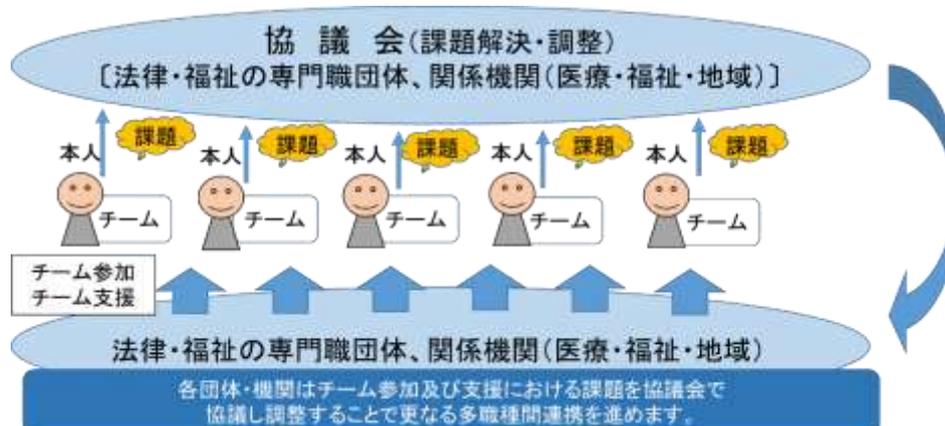


「協議会」

成年後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、地域において専門職団体や関係機関が連携体制を強化するための仕組み。これにより各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進めます。

具体的には以下に例示されるような地域課題の調整・解決等を行います。

- ・個別の協力活動実施に関すること。
- ・ケース会議等を適切に開催する体制整備に関すること。
- ・多職種間での更なる連携強化を進めること。

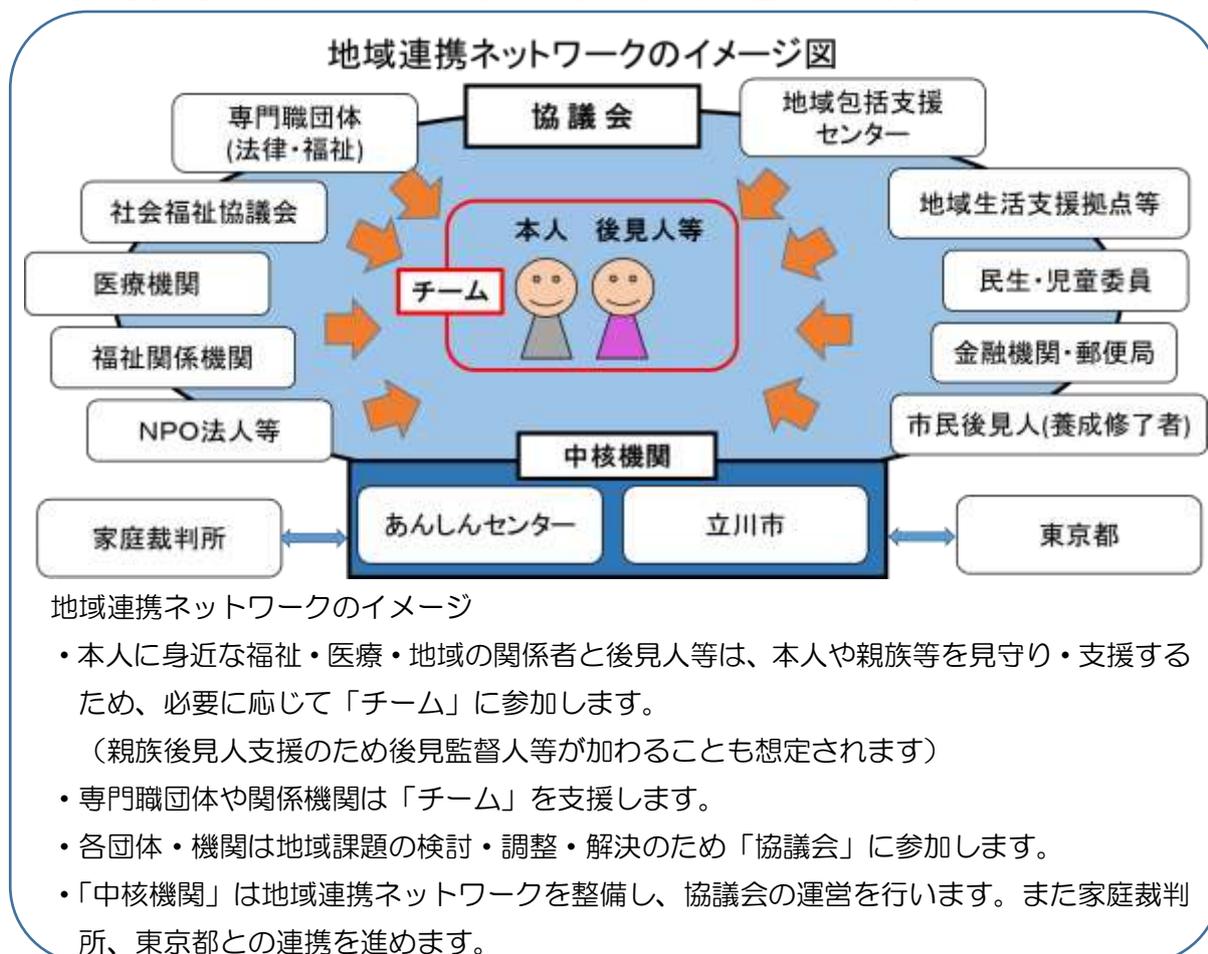


「中核機関」

本人を中心とした「チーム」と、「チーム」体制の課題を検討し調整する「協議会」からなる地域連携ネットワークを整備、運営するための中核となる機関。

専門職による専門的助言等の支援の確保や協議会の事務局、家庭裁判所および東京都と利用促進のための連携・情報交換を行う等、地域連携ネットワークのコーディネートを担当します。

実際に地域連携ネットワークを構成するのは権利擁護に関わる人、機関、団体となります。例示すると市、あんしんセンター、法律・福祉の専門職団体(弁護士・司法書士・社会福祉士・行政書士・社会保険労務士・精神保健福祉士、税理士など)、地域包括支援センター、社会福祉協議会、地域生活支援拠点等、医療機関、福祉関係機関、民生・児童委員、金融機関、郵便局、NPO法人、市民後見人(養成修了者)など地域の関係機関・関係者が含まれます。

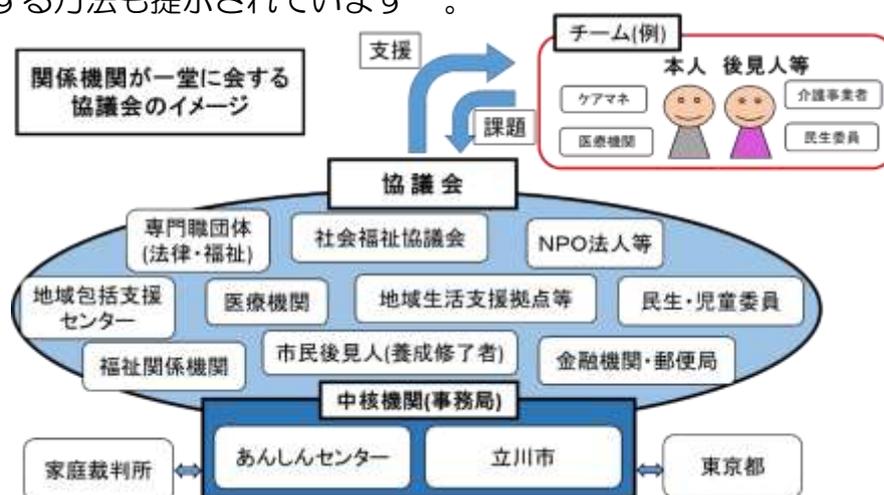


権利擁護が必要な人を「チーム」体制で支援し、その「チーム」に参加し、あるいは支援し、その際の課題について協議する地域連携ネットワークの体制の構築が必要とされています。

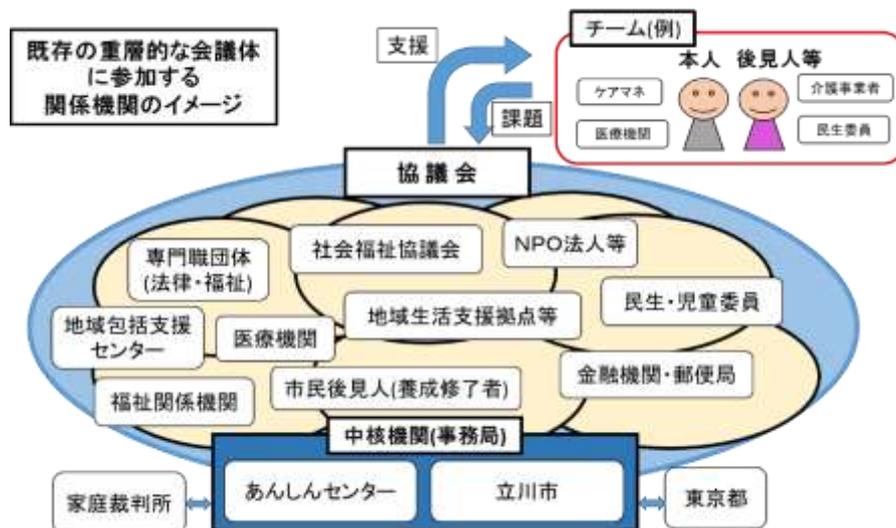
第2章の施策実施状況でも示しましたが、地域のネットワークについて、すでに立川市では実績があります。既存のネットワークを活用し「福祉のネットワーク」と「専門職・司法のネットワーク」の連携を強化し幅広い地域の関係者による、連携体制の構築を目指します。

(2) 既存の会議体を活用した「協議会」づくり

地域連携ネットワークの協議会は、関係機関が一堂に会するものとして、新たに立ち上げる方法や既存の会議体を母体に関係機関を追加する方法が考えられますが、その他に、すでに地域で稼働している様々な複数の会議の場を活用して協議会とする方法も提示されています^{*23}。

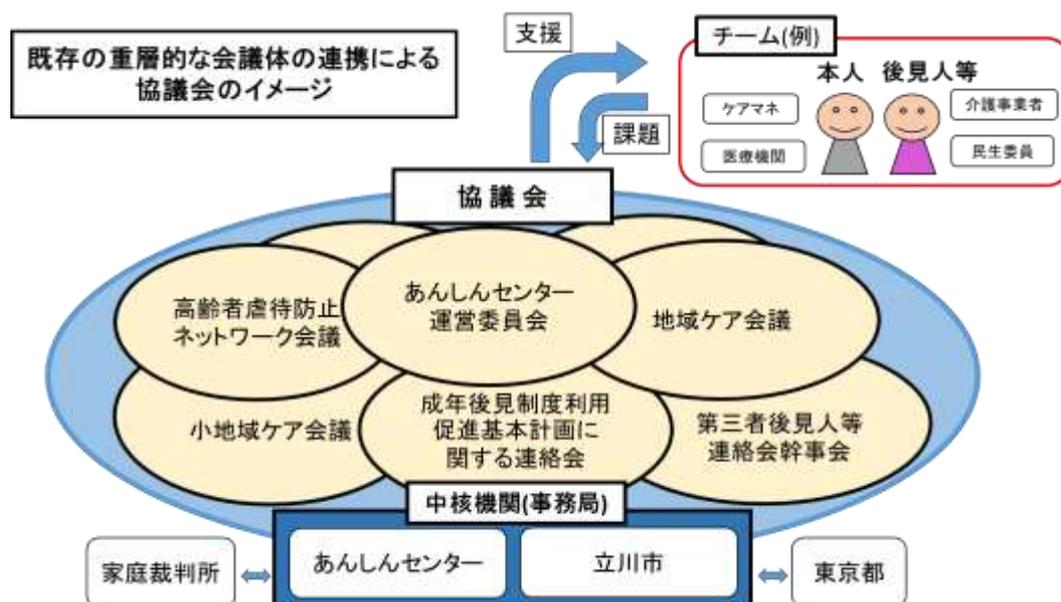


立川市には地域連携ネットワークを構成する団体が一堂に会する協議会は現在ありませんが、各関係機関が参加する既存の重層的なネットワークがあり、すでに権利擁護についての課題も定期的に行われるそれぞれの会議で協議されています。地域連携ネットワークの協議会は既存のネットワークを活用し連携をこれまで以上に強化することでの実現を目指します。



今後も、それぞれの会議は本来の目的に沿って実施されますが、会議の中で権利擁護と関連した地域課題があったときに、中核機関が事務局となってネットワークで結ばれたほかの会議とも連携し解決を図り、その情報を共有することで、全体として一つの「協議会」となるしくみづくりを目指します。

また、各会議体の構成員が「連携」し、自発的に協力する体制を強化していくこともあわせて目指します。



連携する会議体は、あんしんセンターと市が出席する会議体を中心に今後検討を進め、実効性のある協議会運営を目指します。

あんしんセンターと市の福祉部局が出席する権利擁護に関連する会議～例～

<ul style="list-style-type: none"> •あんしんセンター •福祉総務課 •弁護士、司法書士、社会福祉士、学識経験者、医療関係者、民生委員、障害者関係団体、基幹型地域包括支援センター <p>地域あんしんセンターたちかわ運営委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> •あんしんセンター •高齢福祉課、介護保険課、生活福祉課、障害福祉課、健康推進課、福祉総務課 •地域包括支援センター、福祉相談センター、保健所、市内医療機関、認知症地域支援推進員、消費生活センター他 <p>地域ケア会議</p>	<ul style="list-style-type: none"> •あんしんセンター •高齢福祉課、介護保険課、健康推進課、生活福祉課 •地域包括支援センター、福祉相談センター、保健所、市内医療機関、警察、消防、人権擁護委員、弁護士 <p>高齢者虐待防止ネットワーク会議</p>	<ul style="list-style-type: none"> •あんしんセンター •高齢福祉課、生活福祉課、障害福祉課、子ども家庭支援センター •地域包括支援センター、弁護士 <p>立川市虐待担当者連絡会</p>
<ul style="list-style-type: none"> •あんしんセンター •高齢福祉課 •各エリア地域包括支援センター、福祉相談センター、ケアマネジャー、サービス事業者 <p>小地域ケア会議</p>	<ul style="list-style-type: none"> •あんしんセンター •高齢福祉課 •弁護士 •地域包括支援センター(社会福祉士) <p>権利擁護業務連絡会</p>	<ul style="list-style-type: none"> •あんしんセンター •高齢福祉課、福祉総務課 •弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士、社会保険労務士、地域包括支援センター <p>第三者後見人等連絡会幹事会</p>	<ul style="list-style-type: none"> •あんしんセンター •福祉総務課、高齢福祉課 •東京家裁立川支部 •東京都、東京都社協 •多摩地区各市福祉部局、多摩地区各市社協等 •多摩地区三士会(弁護士会、司法書士会、社会福祉士会) <p>成年後見制度利用促進基本計画に関する連絡会</p>

(3) 関係者・関係団体との連携強化

地域連携ネットワークを構成する関係者・関係団体とは、施策3にて後述する研修や講演会、または協議会を通じ、判断能力の不十分な人に対する権利擁護に係る知識及び意識の向上や当事者意識の醸成を図り、地域全体で権利擁護が必要な人がネットワークの見守りにより、必要な支援につながることでできる体制づくりを目指します。

また本人に身近な地域の関係者に、法的な権限をもつ後見人等が協力して日常的に見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応する「チーム」体制の仕組みづくりの整備を進めます。

(4) 重層的支援体制整備事業^{*24}との連携

今後、立川市で整備を進める予定となっている重層的支援体制整備事業と成年後見制度利用促進法は、「一人ひとりの暮らしと生きがいを、社会全体で支えあいながら、ともに創っていくという地域共生社会の理念の実現に資する」という共通の目的を有しています。

重層的支援体制整備事業と連携して地域共生社会の理念を推進する方法を検討していきます。

取組	概要
既存のネットワークの活用と連携強化	既存の「福祉のネットワーク」と「専門職・司法のネットワーク」を活用し連携強化を図ります
協議会の仕組みづくり	既存の重層的なネットワークを活用し、複数の会議体と連携し、権利擁護に係る課題を共有し解決のための協議をする仕組みをつくりま
関係者・関係団体との連携強化	地域連携ネットワークでの協働により参加者の連携を強化し、権利擁護の見守りと支援につながる体制の構築を目指します
	関係者が協力して、「チーム」として日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し対応する仕組みづくりを進めます
重層的支援体制整備事業との連携	重層的支援体制整備事業と連携をすることにより、地域支援を効果的・効率的に進めることを目指します

※各取組における関係者の役割分担については章末を参照してください。

施策2 地域連携ネットワークの中核機関の整備

国の基本計画では、地域連携ネットワークを整備し、協議会等を適切に運営していくためには、その中核となる機関が必要になると考えられると記載され、各市町村が中核機関を設置することが望ましいとされました。

中核機関には以下の役割が挙げられています。

中核機関の役割（国の基本計画より）

- 地域連携ネットワークの協議会を運営する事務局としての役割。
- 地域連携ネットワークの関係団体と分担して制度利用促進を進める役割。

立川市では、第2章2項で記載したとおり、これまで成年後見制度推進機関であるあんしんセンターが制度利用の推進を担ってきました。

あんしんセンターでは、成年後見制度の広報、相談、後見人等受任候補者の調整、市民後見人の養成支援、法人後見の受任、第三者後見人等の支援などを実施してきた実績があり、今後について引き続き、制度利用促進のために重要な役割を担うことが期待されます。

市との関わりでは、市長申立において申立書作成や第三者後見人候補者推薦のための調整等の支援を行っています。

また、地域連携の取組として関係機関との連絡会の主催や、市をはじめとした関係機関主催の会議へ参加しており、立川市の権利擁護及び成年後見制度推進機関として関係機関にも広く認知されています。

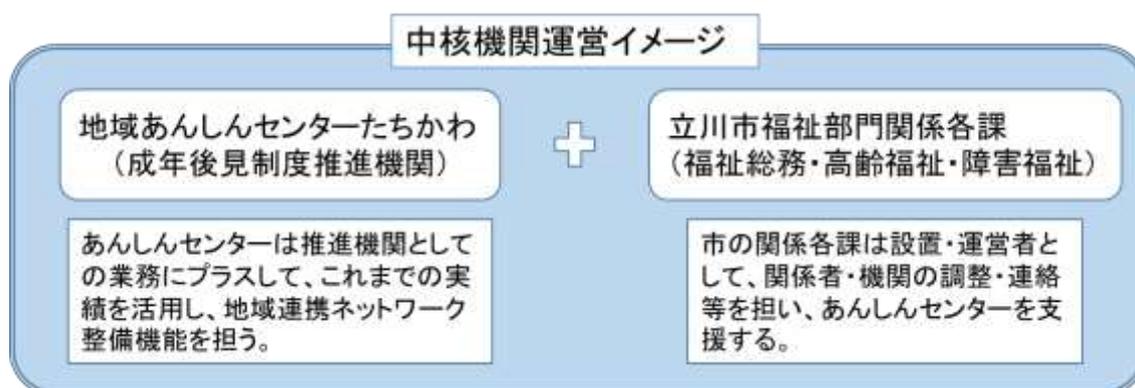
成年後見制度の利用を促進するためには、成年後見制度推進機関としての機能に加え、地域連携ネットワークの整備と運営という役割を持った中核機関の設置が求められています。また、推進機関としてあんしんセンターが担ってきた役割についても、これまで以上に専門職団体や関係機関と連携して進めていくことが求められています。

（1）中核機関の設置と運営

- 中核機関は責任主体を明確にするため市が設置します。運営はこれまでの実績のあるあんしんセンター（社会福祉協議会）に委託するとともに、行政や地域の幅広い関係者との連携を調整する必要があることから、市でも運営の一部を担い、直営及び委託によるものとします。
- あんしんセンターは推進機関として実施してきた取組を進め、地域連携ネット

ワーク（チーム・協議会）の体制を整備し協議会を運営する機能の強化を図ります。

- 市は地域連携ネットワークが効果的に機能するよう、あんしんセンターを支援します。
- 市とあんしんセンターの役割について整理し、あんしんセンターが担う役割について市から委託する体制を早期に整備します。

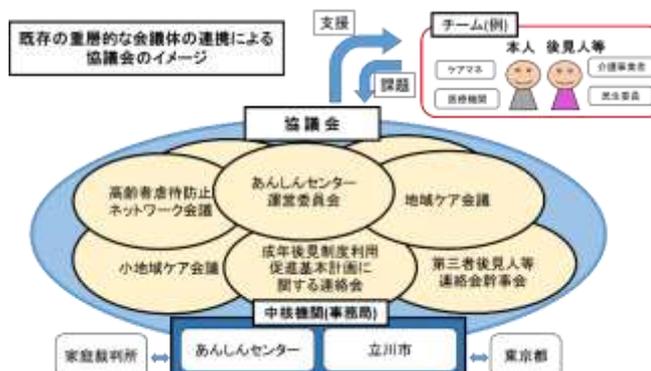


(2) 中核機関の役割と整備

①協議会を運営する事務局としての役割

中核機関は、協議会を運営するための要となる役割を果たし、地域連携ネットワークによる成年後見制度利用促進体制を構築するための、重要な機関となります。

各種会議体をつなぐ事務局の役割は、推進機関として地域ネットワークの活用実績のある、あんしんセンターが担うこととし、今後、協議会の整備と運営について検討し、推進していくことを目指します。



さらに、協議会を構成する会議体を主管する市の担当部署は中核機関を担うものとして、あんしんセンターが事務局としてスムーズに機能するよう、会議に出席する関係機関への働きかけや協力依頼等の支援に積極的・主体的に関わるものとしします。

②制度利用を促進する役割

これまで推進機関としてあんしんセンターが制度の利用促進の役割を担ってきました。今後、あんしんセンターの機能・体制を段階的に強化することで、

さらなる制度利用の促進を図ります。

③地域連携ネットワークの関係団体との協働を進める役割

中核機関は地域連携ネットワークの関係団体と分担して制度利用を促進していくと同時に、家庭裁判所及び東京都とも連携していきます。あんしんセンターと共に、市の主管部署は中核機関として必要な調整・連絡等に積極的に関わるものとします。

④市とあんしんセンターの連携協力体制の推進

中核機関を協働で運営する、市とあんしんセンターの役割分担については協議の場をつくり、1つの機関として密接に連携する体制をつくります。

施策名	概要
中核機関の設置・運営	市で設置し、市とあんしんセンターが協働して運営する体制づくりを進めます
中核機関による地域連携ネットワークの体制づくり	地域連携ネットワーク(チーム・協議会)の体制構築を進めます
協議会の事務局としての役割	あんしんセンターは協議会が有効に機能するよう、整備し、運営を進めます
	市の各部署は関係機関への働きかけや協力依頼等で積極的に支援します
制度利用促進の役割	あんしんセンターの機能、体制の段階的な強化を進めます
地域連携ネットワークと協働して制度利用を促進する役割	あんしんセンターは関係団体と分担して制度利用促進する体制を整備します
	市の各部署は必要な調整、連絡等に積極的に関与します
中核機関の役割分担	市とあんしんセンターは最適な役割分担について協議を進めます

※各取組における関係者の役割分担については章末を参照してください。

施策3 地域連携ネットワークと中核機関による 成年後見制度利用促進

国の基本計画では地域連携ネットワークと中核機関が分担して以下の4つの機能を段階的・計画的に整備し、不正防止効果にも配慮すべきとされました。

市でも既存の取組の活用をしながら成年後見制度の利用促進をすすめていきます。

4つの機能と1つの効果（国の基本計画より）

1. 広報機能
2. 相談機能
3. 成年後見制度利用促進機能
4. 後見人支援機能
5. 不正防止効果



後犬(こうけん)ちゃん^{*25}

1. 広報機能の充実

(1) 市民向けの制度周知の充実

これまでも、「出前講座」の実施や定期的な講演会の実施等で市民に向けて広報活動をしてきました。

成年後見制度は、元気なうちは「自分ごと」として捉えにくいいため、関心を持ちにくいという特性があります。

主に中核機関の取組

- ・「ACP」「身元保証」「消費者被害」等の講座を実施する際に、合わせて成年後見制度の特長を周知するなどし、近い将来の「自分ごと」として、多くの方に行き届く工夫を続けます。

関係機関と連携した取組

- ・広報活動を行う各専門職団体とも連携して、市民対象に制度を周知していく方法を検討します。
- ・特に市民の関心は高まりつつあるものの、制度理解と利用がなかなか進んでいない「任意後見制度」についても、その受任候補者となる専門職団体と協力するなど広報活動の方法を検討します。

ACP（アドバンス・ケア・プランニング＝人生会議）

人生の最期を自分らしく迎えるために大切にしたいことを、判断力があるうちに考え、家族や大切な人、医療、ケアチームと共有することにより、判断能力を失った後も本人が大切にしてきた価値観や生き方が尊重されます。

身元保証

世帯の少人数化が進むにつれ、入院や施設入所、転居や賃貸契約の際に親族を保証人として頼ることができない人が増えています。

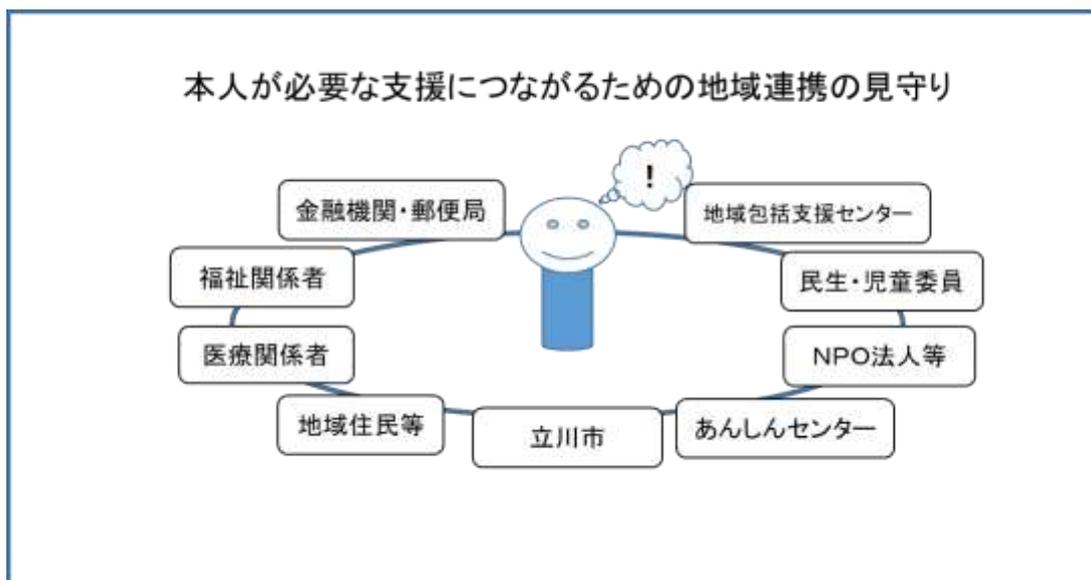
消費者被害

特殊詐欺（振り込め詐欺等）の他、自宅に在ることの多い高齢者等は電話勧誘販売や訪問販売による被害に遭いやすくなっています。

（2）関係機関への広報と連携体制づくり

権利擁護に関する支援が必要な人（財産管理や必要なサービスの利用手続きを自ら行うことが困難な状態であるにも関わらず必要な支援を受けられていない人、虐待を受けている人など）は、往々にして自ら相談したり、支援を求めたりすることが難しいことがあります。

行政・福祉・医療・金融機関・地域などの関係者は、地域連携ネットワークの見守りによって、特に権利擁護のため自ら声を上げることのできない人の意思決定を必要に応じて支援し、早期に必要な支援につながるための重要な役割が期待されます。



また、制度利用の動機^{*26}で合わせて7割近い「預貯金の管理・解約」「介護保険契約（施設入所）」「不動産の処分」「相続」等では親族等が制度利用を勧められ、十分な説明とその理解もとの同意を得ていない中で、後見等が開始された結果、後から留意すべき点等に気づく場合も多く、このことが、制度利用が進まない一つの原因になっているとの指摘もあります。

関係機関と連携した取組

- ・専門職団体等と協力し、制度についてのリーフレットの作成等を検討し、関係者が正しい知識に基づいて説明・助言し、本人が納得して制度につながることでできる体制の強化を目指します。
- ・関係者を対象に、成年後見制度及び地域連携ネットワークの役割について理解を進めるため、専門職団体等の協力を得ながら講演会・研修会等を通じ広報・啓発をする体制づくりを進めます。
- ・また、あんしんセンターは関係機関・専門職団体が行う広報、啓発活動にも積極的に連携して協力する体制づくりを目指します。

施策名	概要
市民向けの制度周知の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・関連キーワードを活用した広報 ・各機関・専門職団体と連携した広報 ・任意後見制度など早期利用促進
制度理解の促進のための工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・制度利用のメリット・留意点等を分かりやすく説明するリーフレット等の作成・利用の検討
関係機関への広報・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護に関する研修・講演会 ・各機関に期待される役割及び関連制度等についての研修・講演会
関係機関との連携・協力	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関が実施する広報・啓発活動への協力・連携体制づくり

※各取組における関係者の役割分担については章末を参照してください。

2. 相談機能の充実

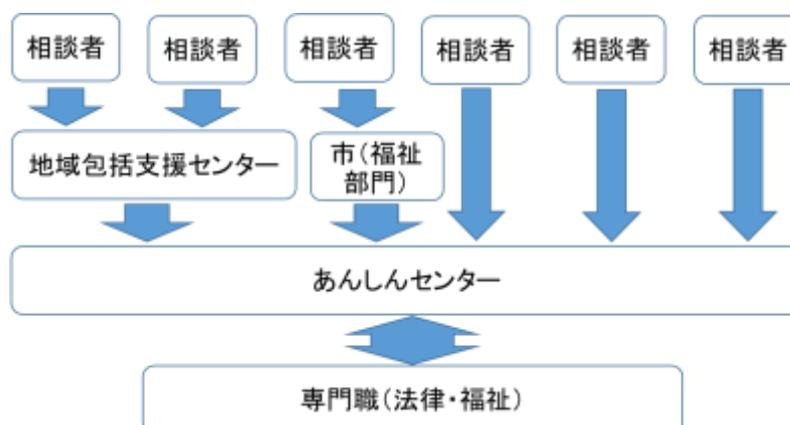
本人や関係機関からの制度利用に関する相談は主にあんしんセンターが実施し、市の関係部署や地域包括支援センター等でも初期相談に応じた上であんしんセンターにつないできました。

主に中核機関の取組

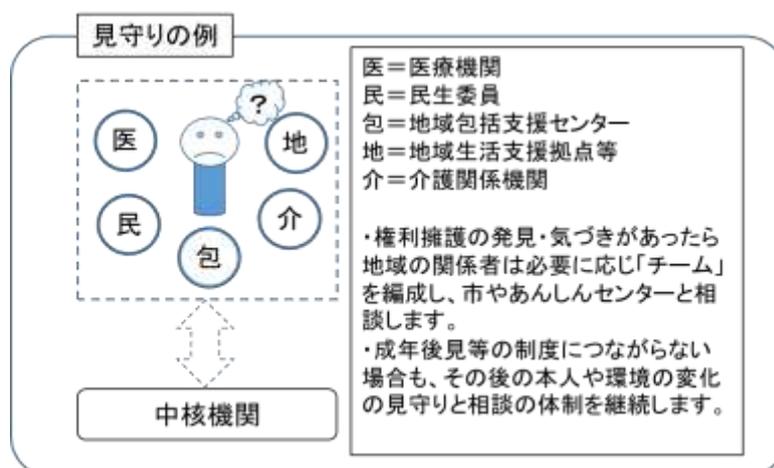
- 今後、関係機関の相談能力の向上を図りながら、基本的にはこれまでどおりあんしんセンターを本人及び関係機関からの相談窓口として周知していきます。
- 身近な窓口である地域包括支援センター等の相談力向上のため、最新の情報を提供する等積極的に支援します。

関係機関と連携した取組

- あんしんセンターでは複雑なケース等について、専門職に相談し助言を受ける体制をこれまで構築してきていますが、地域連携ネットワークを活用して専門職から助言を受ける方法も検討します。



- 相談、発見、気づきのあった地域の関係者は、地域包括支援センターや市、あんしんセンターに相談するとともに、本人支援のためにチームをつくり支援方法を検討できる体制の強化をめざします。
- また支援の検討の結果、制度利用につながらなかった場合も、引き続きチームで権利擁護の「見守り」を続けることのできる体制づくりをめざします。
- あんしんセンターと市は、地域包括支援センター等と協力してチーム編成を支援する体制の強化に努めます。



施策名	概要
相談体制の強化	・あんしんセンターを本人及び関係機関からの相談窓口と位置付け、包括支援センター等の身近な窓口の相談機能を向上する
地域連携ネットワークの活用	・これまでの体制に加え、地域連携ネットワークを活用して専門的な助言を確保する仕組み
	・チームで支援を検討できる体制の強化 ・相談後も継続して見守る体制づくり

※各取組における関係者の役割分担については章末を参照してください。

3. 成年後見制度の利用促進機能の整備

国の基本計画では利用促進機能として、具体的に以下の3つが記載されています。

3つの利用促進機能（国の基本計画より）

- ①受任者調整（マッチング）等の支援
- ②担い手の育成・活動の促進（市民後見人、法人後見）
- ③日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行

（1）受任者調整（マッチング）等の支援

裁判所では、特に親族が後見人等となることを希望しない場合は、専門職の後見人等を選任しています。

あんしんセンターでは申立支援にあたり裁判所に、その人にふさわしいと思われる後見人等受任候補者を推薦しています。

また、複合的な課題があり、専門職等の職種選定が難しい等の困難ケースについては専門職の助言を受ける体制を確保しています。

成年後見申立支援時の課題（例）

相続手続、不動産売買、年金や介護保険等の公的手続、親族間の紛争
入退院や施設入退所、認知症や障害の症状が不安定 等

各分野の専門職（例）

弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士、社会保険労務士
精神保健福祉士、税理士 等

親族等の頼れる人が身近にいない場合、入院等で成年後見制度の利用に緊急性を要することがあり、そういったケースでの迅速な候補者の推薦が難しい場合

もあります。

今後、制度利用が進むと後見人等を受任する専門職が不足することが懸念されており、より多くの親族が後見人になることも期待されていますが、現時点で親族後見人受任のための支援の実績は少ない状況です。

主に中核機関の取組

- ・関係機関や専門職の意見を聞きながら、中立性・第三者性の確保にも配慮して、受任者調整をすることで利用者支援を進める仕組みを検討します。
- ・あんしんセンターでは、親族の希望に沿い、親族自らが申立てし、後見人等に選任されるための支援体制について検討を進めるとともに、より多くの親族の支援ができるよう広報や相談の方法も検討します。

関係機関と連携した取組

- ・今後、専門職団体等と協議し、専門職の後見人等候補者をスムーズに選定するため、登録制度や情報提供等の仕組みづくりを検討します。
- ・親族後見人の選任支援の一環として、リレー後見や複数後見等の専門職を活用する工夫等についても専門職団体の協力を得ながら検討をしていきます。

親族後見人の負担軽減のための運用例

リレー後見…後見開始時は専門職後見人等が就任し、法的課題等を整理した後は親族後見人と交代する。

複数後見…後見開始時に専門職後見人等と親族後見人の複数の後見人等を選任。専門職後見人等が法的課題や財産管理事務を行い、親族後見人が介護契約等の身上監護事務を行う場合などがある。

(2) 担い手の育成・活動の促進

①市民後見人（社会貢献型後見人）の育成

あんしんセンターでは市民後見人の育成に取り組んでいます。

養成講座を修了し、あんしんセンターの法人後見支援員等で経験を積んだ後に、後見人等に選任されています。

市民後見人は、地域の住民同士が支え合う地域共生社会の実現にとって重要であり、本人に生活圏域も身近な伴走者が後見人として支えることができるという特長がありますが、現状で



はまだ受任数が少ないという課題があります。

主に中核機関の取組

- ・現行の市民後見人が選任されるための推薦条件の検証や、他機関の事例を研究する等により市民後見人の選任実績を今後伸ばしていく方法を検討します。



市民後見人候補者は日常生活自立支援事業及び法人後見の支援員として実践活動を行うとともに、定期的な研修を受講しています。

市民後見人候補者の研修の様子

②法人後見の担い手の育成・活動支援

現在、あんしんセンターでは法人後見を実施しています(選任を受けるのは法人としての立川市社会福祉協議会になります)。

法人後見は、組織による後見等になるため後見等業務の継続性や監視体制の整備により金銭管理等の透明性が確保されるという点で優れています。

特に若年障害者が成年後見制度を利用する場合、後見等期間が長期に及ぶため1人の後見人等が一貫して業務をすることは難しく、本人支援の継続性確保の点から法人後見が望ましいという意見もあります。

あんしんセンターでは令和2(2020)年度末の時点で23件の法人後見と1件の法人後見監督を受任していますが、今後の制度利用の促進によりニーズが高まることも予想されます。

主に中核機関の取組

- ・あんしんセンターでは法人後見候補者になるにあたり専門職等の助言を得ています。今後も社会福祉協議会の他の業務との利益相反の関係等にも注意しながら継続していきます。

関係機関と連携した取組

- ・障害者にかかる法人後見については状況等の把握に努め、必要に応じて障害者団体やNPO等から法人後見へのニーズや課題等について聞き取り、各団体の法人後見の実施の意向や必要な支援等を検討していきます。

(3) 日常生活自立支援事業からのスムーズな移行

あんしんセンターでは、判断能力が不十分な人の福祉サービス利用を支援するために日常生活自立支援事業を実施しています。

対象者は判断能力が不十分ではあるけれども、契約する能力はある、成年後見制度の入り口にいる人となっており、本人の状況の変化等により成年後見制度への移行が必要となる可能性のある人となっています。

関係機関と連携した取組

- ・日常生活自立支援事業と成年後見制度について、その時点とその後の本人にとって、どちらがよりふさわしいか、あんしんセンターと地域連携ネットワークの関係者は協働して検討し、必要なときにスムーズに制度移行できる方法を検討していきます。

日常生活自立支援事業とは

認知症や知的障害、精神障害などによって、日常的な手続きや金銭管理をひとりで行うことに不安があるかたや、自分ひとりでは判断が難しい方のサポートをします。
本人とあんしんセンターの契約によりサービスが提供されます。

- ①福祉サービスの利用援助(お手伝いすること)
 - ・福祉サービスの利用に関する情報の提供、相談
 - ・福祉サービスの利用における申し込み、契約の同行、代行
 - ・入所、入院している施設や病院のサービスや利用に関する相談
- ②日常的な金銭管理サービス(お手伝いすること)
 - ・福祉サービスの利用料金の支払い代行
 - ・病院への医療費の支払いの手続き
 - ・年金や福祉手当の受領に必要な手続き
 - ・税金や社会保険料、電気、ガス、水道等の支払いの手続き
 - ・日用品購入の代金支払いの手続き
 - ・預金の出し入れ等の手続き
- ③書類等の預かり
 - ・保管を希望する通帳、印鑑、証書等の預かり

利用料(詳細はあんしんセンターへ)

①福祉サービス利用援助	1時間 1,500円
②日常的な金銭管理サービス	1時間を超えた場合は 30分毎に600円加算
③書類等預かりサービス	1か月 1,000円

施策名	概要
受任者調整等の支援	<ul style="list-style-type: none"> 親族後見人の申立(受任)を支援する体制整備の検討 専門職後見人をスムーズに推薦するための登録制度や情報提供の仕組みの検討
担い手の育成 (市民後見人)	<ul style="list-style-type: none"> 市民後見人候補者の養成 市民後見人の選任を進める検討
担い手の育成 (法人後見人)	<ul style="list-style-type: none"> あんしんセンターでの法人後見を継続する 障害者にかかる法人後見の状況や課題、関係団体の法人後見受任の意向等の聞き取りや支援の検討
日常生活自立支援 事業からの移行	<ul style="list-style-type: none"> その人にふさわしい制度を多角的に検討できる体制づくり

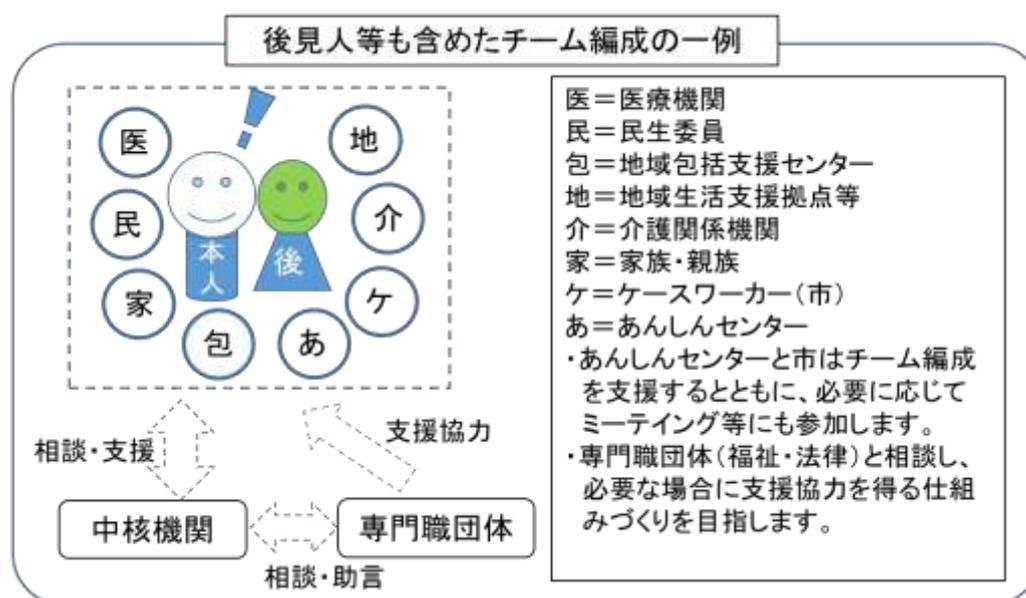
※各取組における関係者の役割分担については章末を参照してください。

4. 後見人支援機能の充実

あんしんセンターでは市・専門職と協力して、主に第三者後見人等を支援するため、第三者後見人等連絡会を定期的を開催し講演・研修・グループワークなどを行い、後見活動を支援するとともに連携強化を図っています。

また、市民後見人については現在、あんしんセンター(立川市社会福祉協議会)が後見監督人等となり後見業務を支援しています。

親族後見人について、現況ではあまり支援実績はありません。申立て段階から継続しての支援実績が多くないため、受任後の相談窓口としてあんしんセンターが認識されていないという理由が考えられます。



また、地域・福祉・医療の関係者の見守りに、後見人等も加える体制づくりを進めることにより、本人と後見人等を孤立させることなくチームで対処することが可能となります。チーム体制を構築することにより後見人等を支援すると同時に、本人の意思決定支援を複数の関係者で多面的に実施できる等、制度利用者の自己決定権を尊重した制度運用となることが期待されます。

この地域連携ネットワークの見守り体制の整備により、任意後見契約が締結されているケースのうち任意後見監督人選任が必要だが未選任のケース等の発見や対処がされることも期待されています。

主に中核機関の取組

- あんしんセンターは、市民後見人の受任件数を伸ばす取組と並行して、受任後も法人後見監督としての支援に加え、より活動しやすくなる支援についての検討を継続していきます。
- 親族後見人について、今後申立て支援からの一連の流れで、選任後も定期報告等の後見業務の支援を実施する体制を順次整備する方向で検討します。

関係機関と連携した取組

- 今後も、専門職と協力して第三者後見人等連絡会を開催することで、第三者後見人等を支援するとともに、専門職間及び専門職と中核機関の連携強化を図ります。
- 専門職間の連携を強化することで、それぞれの専門知識や経験を共有し、後見業務を支援する仕組みを検討します。
- あんしんセンターと市は地域包括支援センター等と協力して、後見人等を加えたチーム編成を支援する体制強化を進めます。並行して、必要なケースでは、専門職団体の協力を得ることのできる体制づくりを協議します。
- 本人、後見人、地域の関係者によるチームを編成することにより、本人の意思決定支援を行い、自己決定権を尊重した後見制度の運用を進めます。

施策名	概要
第三者後見人等の支援	・ 第三者後見人等連絡会の開催
市民後見人の支援	・ あんしんセンターによる法人後見監督による支援 ・ より活動しやすい支援方法の検討を継続
親族後見人の支援	・ 申立支援からの継続的な支援体制をする方向での検討
後見人等への支援	・ チームで見守り、意思決定を支援する体制の強化 ・ 専門職の助言等の協力体制づくり

※各取組における関係者の役割分担については章末を参照してください。

5. 不正防止効果

成年後見制度における、不正事案は、親族後見人等の理解不足・知識不足から生じることが多くなっているため、地域連携ネットワークやチームでの見守り体制の整備により、親族後見人等が孤立することなく、日常的に相談等を受けられる体制が整備されていけば、不正の発生を未然に防ぐ効果が期待されます。

関係機関と連携した取組

今後、専門職団体が進めている不正防止のための取組との連携や、金融機関等と協力して、国の制度である成年後見支援預貯金等の不正防止制度を周知していくなど、地域連携ネットワークを活かした適正な制度運用方法を検討します。

施策名	概要
親族後見人等による不正予防	<ul style="list-style-type: none"> ・親族後見人への後見業務支援 ・チームによる見守り体制の整備
専門職団体との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・専門職団体が進める取組との連携
金融機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見支援預貯金等の不正防止制度の周知

※各取組における関係者の役割分担については章末を参照してください。

施策4 必要な人が成年後見制度を利用できる体制の確保

1. 市長申立の実施

成年後見等の申立は本人・配偶者又は4親等内の親族が行うことができます。しかし、制度利用が必要にも関わらず申立をする人がいなかったり、申立てにふさわしくなかったりする場合は、権利擁護のため市長が申立人となり手続きを行う「市長申立」を行っています。

市ではあんしんセンターと事務分担しながら、これまで積極的に市長申立を実施してきました。

制度利用に自ら声を上げることのできなかつた人には、市長申立が必要なケースも多く、今後本計画の推進により、権利擁護がすべての市民に行き届く体制を強化していくにあたり、より重要な施策となっています。

市長申立のケースでは、候補者の推薦に急を要するケースが多くあります。前記、受任者調整等の支援の項にもあるとおり、専門職団体等との連携を強化し、より早く制度利用が開始できる体制づくりを目指します。

2. 助成制度

成年後見制度が、経済的な理由により利用できないということが無いよう、市では一定の経済的要件にあてはまる方に費用助成をしています。

今後も、制度の周知に努めながら必要な助成を実施していきます。

立川市の助成事業の概要

1. 成年後見制度審判請求手続費用助成（申立費用助成）

＜助成する費用の範囲＞

家庭裁判所に納付する切手代、印紙代、医師鑑定料及び請求の申立に必要な医師の意見書に係る文書料

2. 成年後見人等報酬費用助成

成年後見人等及び成年後見等監督人に対する報酬
（限度額月額2万円）

経済的要件

住民税非課税であり、活用できる資産の合計額が80万円以下の方

施策名	概要
市長申立の実施	スムーズに裁判所の審判につなげる体制の強化
助成制度	経済的な理由により制度利用が困難な人への後見費用の助成

※各取組における関係者の役割分担については章末を参照してください。

立川市成年後見制度利用促進計画各施策における役割

施策	施策名	中核機関		地域包括 支援センター	専門職団体 (法律・福祉)	関係機関 (医療・福祉・ NPO・地域等)	
		あんしんセンター (委託)	市 (直営)				
施策1	権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築	① 既存のネットワークの活用と連携強化	周知、協力依頼	周知、協力依頼	周知、協力	周知・協力	協力
		② 協議会の仕組みづくり	複数の会議体をつなげる全体の事務局	個別会議及び全体の事務局として主体的に関与	個別会議での課題提起、解決策提案	個別会議での課題提起、解決策提案	個別会議での課題提起、解決策提案
		③ 「チーム」体制の強化	「チーム」体制の調整・支援	関係機関・専門職団体との調整支援	「チーム」体制の調整	「チーム」支援の助言協力	「チーム」への参加
		④ 重層的支援体制整備事業との連携		連携の検討			
施策2	地域連携ネットワークの中核機関の整備	① 中核機関の設置運営	受託者 市と協働して運営	設置者 あんしんセンターと協働して運営			
		② 中核機関による地域連携ネットワークの体制づくり	施策1①～③のとおり	施策1①～③のとおり			
		③ 協議会の事務局	施策1②のとおり	施策1②のとおり			
		④ 制度利用促進	現行機能・体制の段階的な強化	中核機関の体制・機能強化			
		⑤ 地域連携ネットワークと協働して利用促進	施策3に詳述	施策3に詳述			
		⑥ 中核機関の役割分担	最適な役割分担について協議	最適な役割分担について協議			

施策		施策名	中核機関		地域包括支援センター	専門職団体 (法律・福祉)	関係機関 (医療・福祉・NPO・地域等)	
			あんしんセンター (委託)	市 (直営)				
施策3	地域連携ネットワークと中核機関による 成年後見制度利用促進	1・広報機能	① 市民向けの制度周知	関連キーワードを活用するなど広報の工夫	講演会等であんしんセンターと連携	講演会等であんしんセンターと連携	講演会等であんしんセンターと連携	講演会等であんしんセンターと連携
			② 制度理解促進のための工夫	リーフレット等の作成・利用の検討	リーフレット等の作成支援	リーフレット等の作成協力、活用	リーフレット等の作成協力	リーフレット等の活用協力
			③ 関係機関への広報・啓発	研修・講演会の開催	研修・講演会の開催	研修・講演会への協力	研修・講演会への協力	研修・講演会の周知及び参加
			④ 関係機関との連携・協力	専門職団体と連携しての周知・啓発	専門職団体と連携しての周知・啓発		中核機関と連携しての周知・啓発	
	2・相談機能	① 相談体制の強化	・本人及び関係機関からの制度利用に関する窓口 ・地域包括支援センターの相談力向上支援	・あんしんセンターとの連携強化 ・地域包括支援センターの相談力向上	身近な窓口として相談機能向上			
		② 地域連携ネットワークの活用(専門的助言)	専門的助言を確保する仕組みづくり	専門的助言を確保する仕組みづくりの支援		専門的助言を確保する仕組みづくり		
		③ 地域連携ネットワークの活用(チーム支援)	チーム編成支援(参加)	チーム編成支援(参加)	チーム編成支援・参加		相談とあわせて検討チームへの参加	

施策	施策名	中核機関		地域包括支援センター	専門職団体 (法律・福祉)	関係機関 (医療・福祉・NPO・地域等)	
		あんしんセンター (委託)	市 (直営)				
施策3 地域連携ネットワークと中核機関による 成年後見制度利用促進	3・利用促進機能	① 受任者調整 (親族後見人)	申立(受任)支援の体制づくり	申立(受任)支援の体制づくりの検討		専門的助言の仕組みづくり	
		② 受任者調整 (専門職後見人)	速やかに推薦につなげる仕組みの検討	速やかに推薦につなげる仕組みの検討		速やかに推薦につなげる仕組みの検討	
		③ 市民後見人の育成	・市民後見人候補者の育成 ・市民後見人の選任を進めるための検討	養成講座等への協力	養成講座等への協力	養成講座等への協力	養成講座等への協力
		④ 法人後見の担い手の育成・活動支援	・法人後見の取組継続 ・関係機関のニーズや課題の聞き取り				法人後見の必要性の検討
		⑤ 日常生活自立支援事業からのスムーズな移行	・移行基準等の検討 ・「チーム」で検討する体制づくり	移行基準等の検討	「チーム」検討への参加	専門的助言の仕組みづくり	「チーム」検討への参加
	4・後見人支援	① 第三者後見人等の支援	・第三者後見人等連絡会の開催 ・専門職団体との連携強化	連絡会開催支援		・連絡会開催支援 ・中核機関及び他団体との連携強化	
		② 市民後見人の支援	・法人後見監督による支援 ・より活動しやすくなる支援の検討			専門的助言の仕組みづくり	
		③ 親族後見人の支援	申立支援から継続して支援する体制づくりの検討			専門的助言の仕組みづくり	
		④ 後見人等への支援	後見人を含めた「チーム」体制の調整・支援	関係機関・専門職団体との調整支援	「チーム」体制の調整	「チーム」支援の助言協力	「チーム」への参加

施策		施策名	中核機関		地域包括支援センター	専門職団体 (法律・福祉)	関係機関 (医療・福祉・NPO・地域等)	
			あんしんセンター (委託)	市 (直営)				
施策3	地域連携ネットワークと 中核機関による 成年後見制度利用促進	5・不正防止効果	① 親族後見人等による不正 予防	・親族後見人への後見業務 支援 ・「チーム」による見守り体制 の整備	「チーム」による見守り体制 の整備	「チーム」による見守り 体制の整備	専門的助言の仕組み づくり	「チーム」による見守り 体制の整備
			② 専門職団体との連携	専門職団体の取組との連携 の検討	専門職団体の取組との連携 の検討		各団体の取組と中核 機関との連携につい て検討	
			③ 金融機関との連携	成年後見支援預貯金等の周 知	成年後見支援預貯金等の周 知	成年後見支援預貯金 等の周知		成年後見支援預貯金 等の周知
施策4	見 る 体 制 を 利 用 で き 必 要 な 人 が 成 年 後 見 制 度 を 利 用 で き 確 保	① 市長申立の実施	申立の支援	申立の実施		速やかに推薦につな げる仕組みの検討		
		② 助成制度	制度の周知	・助成の実施 ・制度の周知	制度の周知	制度の周知	制度の周知	

第5章 計画の進捗管理と評価

1 計画の進捗管理

計画の進捗管理は、各施策の役割を担う機関において検証し市が取りまとめます。取りまとめた内容については協議会等で検証し、その後の計画推進に反映させることとします。

2 評価の視点と評価結果の反映

進捗状況の検証にあたっては、各施策の進捗が全体目標達成に向かっているかといった視点で評価します。

評価検証のなかで課題を明らかにし、必要な改善を進めていくこととします。

委員コラム（武田委員）

（公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポートの取組）

平成29年に政府が閣議決定した「成年後見制度利用促進基本計画」においては、成年後見制度の利用促進のため、①利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善、②権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築、③不正防止の徹底と利用しやすさとの調和、という目標が掲げられています。

成年後見センター・リーガルサポートでは、法律、福祉等幅広い分野の知識を習得するための研修を実施し、その研修を修めた会員を後見人等候補者として推薦していますが、さらに、利用者がメリットを実感できる制度に向け、財産管理のみならず身上保護をも重視した後見等の業務及び制度利用者ご本人を支援の中心とする意思決定支援の考え方を取り入れることのできる担い手の養成に取り組んでいきたいと思っております。また、後見等業務を通じて得られた経験を活かして、地域における権利擁護支援の地域連携ネットワークの整備その運営の場面において、地域の社会資源の一部としても貢献していきたいと考えています。

委員コラム（大輪委員）

公益社団法人 東京社会福祉士会の取組

公益社団法人東京社会福祉士会の組織に、権利擁護センターぱあとなあ東京（以下「ぱあとなあ東京」という）があります。「ぱあとなあ東京」は、「成年後見人養成研修」を修了し、後見人等の候補者として東京家庭裁判所に名簿を提出する資格のある、東京社会福祉士会所属の社会福祉士の集まりです。

2021年5月末現在の、家裁名簿登録者数は、636名、2020年度の受任件数は2,492件でした。職能団体としての使命と役割を果たすことを理念としています。また、一人一人が専門職後見人として各々の実践場面において専門性を発揮できるよう、会員は、倫理研修・事例検討会・継続研修等の必須研修に参加します。リモートによる研修体制・スーパービジョンや相談体制が整備されています。

立川市は、「ぱあとなあ東京」の多摩北ブロックに所属します。多摩北ブロックの会員数は107人です。2020年度の寄せられた候補者紹介依頼件数は100件、立川市からのご依頼件数は14件でした。ブロックごとに定例会が開催され、事例報告や学習会、初任者には同行訪問を行っています。

地域ニーズや成年後見制度利用促進法によって求められる社会福祉士としての役割を果たせるよう実践をしていきます。よろしくお願いいたします。



委員コラム(甲委員)

(一般社団法人 社労士成年後見センター東京の取組)

一般社団法人社労士成年後見センター東京（愛称：らいさ®）は、社会保険労務士の法定団体である東京都社会保険労務士会が平成26年4月に設立した一般社団法人です。当センターでは、社会保険労務士の、労働・社会保険、年金分野に精通する専門家として日頃の業務で培った実務力を活かし、高齢、障がいを問わず後見制度を必要とする方が安心して生活できるように支援する成年後見人等を養成しています。

成年後見人となる会員の能力担保・倫理徹底のための研修、更新登録制度を実施、専門職第三者を含む指導監督委員会により、家裁に提出する各種報告のほかに半年毎の業務遂行報告を義務づけ、安全な後見活動をバックアップしています。地域に密着した活動ができるよう都内9つのブロック支部を置き、関係行政やご家族、支援機関と共に連携して本人を中心においた後見活動推進を行うとともに、現役世代へ向けて任意後見契約を含む成年後見制度の周知、普及推進事業を行っています。



愛称：らいさ®の由来は、「生き甲斐（ライフ）」と「支援（サポート）」をつなげたものです。より多くの国民の方から信頼（らい）され、広く支（さ）さえ合うことができるようにとの願いが込められています。（商標登録第5830770号）

(イラスト:当センターマスコットキャラクター らいさ®)

委員コラム(水村委員)

(認知症地域支援推進員の取組)

認知症地域支援推進員とは、国がめざす「新オレンジプラン：認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて」の一環として、地域包括ケアシステム構築の一助を担っており、立川市では2名の認知症地域支援推進員が、南北のエリア担当として地域包括支援センターに配置されています。【認知症になっても安心して暮らせるまち・たちかわ】を目指して、医療機関や介護サービス及び支援機関などたくさんの皆さまと協働して、認知機能に障害のある方とそのご家族を支えるための推進活動をしています。

活動具体例：認知症サポーター養成講座、チームオレンジ拠点準備、



認知症(予防)教室、認知症カフェ&家族(介護者)会、認知症展示会、認知症初期集中支援チーム事業、認知症アウトリーチチーム事業

…など

委員コラム(泉口委員)
(当事者としての取組)

泉口哲男です。知的障害の当事者です。一人暮らしをして、16年になります。

今しているお仕事は、月曜日は西東京市にある「自立生活企画」で、身体障害者のヘルパーをしています。火曜日と木曜日は、東久留米にある「ピープルファースト東久留米」と言う、知的障害の当事者が中心となって活動している所へ行っています。金曜日は、「自立生活センター・立川」で、知的障害の当事者と自立生活センター・立川の職員と3人で、同じ障害を持つ仲間に向けた、情報誌作り、自立生活プログラム、昨年からは新型コロナウイルスの感染対策などについての情報誌や動画を作ったりしています。

これまでに、行ってきた権利擁護の活動は、一人暮らしのことについて、知的障害の仲間に伝えて、どんな暮らしをしたいかを考えてもらうプログラムを行ったことや、一人暮らしをしたいと思っている仲間の相談にのったり、制度やサービスの分かりやすいパンフレットを作ったことです。一人暮らしの相談にのったり、一人暮らしに向けてのお手伝いをしたとき、一人でも多くの仲間が、一人暮らしをしてほしいと思いながらお手伝いをしました。あと、私もそうですが、様々な方のサポートがあったからこそ、一人暮らしをすることが出来ましたが、私が一人暮らしの相談にのった仲間も、様々な方のサポートを受けて、無事に、一人暮らしをしました。とても嬉しかったです。

そのほかに、山口県下関にある障害者施設で起きた虐待事件の事について、施設の職員や、虐待を目撃した元職員双方から、虐待事件について話を聞きに下関まで行ったことです。「この施設の周りには、通える場所がなくって、いやな事があっても、利用するしかなかった」というお話や、元職員の人からは、「虐待をしているかもしれないと山口県に相談したけど、調査に来る日をあらかじめ連絡があり、判明出来なかった」というお話を聞きました。それを聞いて、どうして連絡して行くのかと思いました。事前に何時調査に行きますと連絡すれば、その日だけ、無難に、調査に応じれば済むと思うし、実際に虐待を受けた当事者は、調査に来た人から虐待を受けたかそうでないかなど聞かれても何も答えられないと思います。虐待を受けたと話をしたら、もっとひどい仕打ち(虐待)を受けるかもしれないと思うと、本当の事を言えないと思います。虐待を受けたかもしれない当事者の事を思えば、調査日程を事前に連絡をして行かないと思います。連絡して行く所など本当にお役所仕事だなと思います。当事者の気持ちを思い、とても悔しい気持ちでいっぱいでした。

委員コラム(阿部委員)

(多摩信用金庫の取組)

多摩信用金庫は、立川市内に8店舗、1出張所、コンサルティング専門窓口のたましんすまいるプラザ2拠点を展開しています。

財産保護に関しては、成年後見制度の利用をご案内しており、利用をご希望される場合には、立川市の各地域包括支援センターと連携し、サポートしています。成年後見制度に関連する取組としては、「たましん後見制度支援預金」のお取扱いがあります。当預金は、後見制度をご利用の被後見人の財産を安全に保護・管理するため、家庭裁判所の「指示書」によって、後見人が利用できる普通預金です。

また、新しい財産管理手法、相続対策として注目されている家族信託に対応する信託口座「たましん家族信託専用口座」の取扱いを2020年5月より開始しています。家族信託とは、保有する預貯金や不動産などの財産を、信頼できる家族に管理・処分を託す、家族間の信託契約です。

今後も地域連携ネットワークの一員として成年後見制度の利用促進を含め、地域のお客さまへ、安心で豊かな暮らしのお手伝いをしていきます。



RISURU ©2021 SANRIO C.C. LTD. APPROVAL NO. 1627751

委員コラム(中村委員)

(民生委員・児童委員の取組)

民生委員・児童委員は、地域福祉の担い手として、地域住民が抱える悩み事や、地域で発見した課題を解決できるように、行政への働きかけや、関係各機関との連携及び協力をして活動しています。現在は少子高齢化の進行、人間関係の希薄化等、社会状況の急激な変化に伴い社会から孤立する人々が増えています。

その人が、その人らしく地域で安心して生活できるように、判断能力が低下した場合は、尊厳を尊び、財産を守るように、援助できる体制が必要です。

現在は、社会福祉協議会のあんしんセンターに、つないでいますが、今後ますます増えることが予想される、「権利擁護」の問題に対する積極的な支援のため、住民に寄り添う姿勢を大切にして活動していきたいと思っています。



委員コラム（遠藤委員）

（一般社団法人イドコロの取組）

一般社団法人イドコロは、主に精神障害者の方を対象に、イドコロ相談所（相談支援事業所、自立生活援助事業）、グループホーム・スミカたちかわ（共同生活援助事業）という障害福祉サービスを行っています。

権利擁護に関する取り組みは、生活支援をおこなう中で最も気をつけていることのひとつです。支援の中でその人のニーズやお困りごとに合わせて、あんしんセンターや法テラスのご紹介、場合によっては司法書士や弁護士にご相談をつないだりしています。

成年後見制度の利用促進にあたって、対象者の生活に近い支援者として、現場の意見がお伝えできればと思っています。

委員コラム（野田委員）

（地域包括支援センター・福祉相談センターの取組）

高齢者の相談窓口として、市内には地域包括支援センターが6か所と福祉相談センターが3か所あります。

地域包括支援センターと福祉相談センターは、介護や生活上のご相談、権利を守ること、暮らしやすい地域づくりといった業務を担っており、地域の総合相談窓口になっています。日々、様々なご相談をお受けしておりますが、ご相談については、行政・医療機関・介護事業所・地域の支援者と連携し、必要なサービスや支援機関におつなぎします。

認知症などで理解判断力の低下がみられお金や書類の管理ができなくなっている方や虐待などで、権利擁護の必要な方には、あんしんセンターや立川市と協働しながら成年後見制度等に結びつくよう支援しています。

公的支援だけでなく、民間サービスでも様々な商品が開発されており選択肢が増えてきています。高齢になっても、病気があっても、自分らしい生き方を続けたいという思いは皆さんお持ちだと思います。その時になって慌てないような準備をしていただけるよう地域の皆様に情報をきちんとお伝えしていきたいと思っています。

成年後見制度は必要な方にまだ十分には届いていない状況です。この促進計画が地域の皆様に正しい知識を得ていただくきっかけとなり、それぞれの人生設計に役立てていただけるようになるよう願っています。

委員コラム（岡部委員）

（社会福祉法人 立川市社会福祉協議会の取組）

社会福祉協議会は、社会福祉法を根拠とし、地域福祉の推進団体として各市区町村単位で設置されています。地域福祉とは、地域住民達自身で住んでいる地域の課題を解決することを言います。そのために地域づくりの活動や福祉に関する普及啓発活動など、様々な福祉の土壌形成につながる活動を行っています。

市民の権利をまもるために「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業」があります。しかし制度の利用だけでは、判断能力の衰えた市民を支援するには限界があります。その人らしい生活の実現には、関係機関との連携や地域住民からの協力が必要です。認知症高齢者や知的・精神障害者であっても、“地域の仲間”という意識が市民全体に広がれば誰もが住みやすい立川になれると思います。

そのために立川市社会福祉協議会では、本人の福祉サービスの利用支援等を行いながら、地域のネットワークを活かし、地域住民一人ひとりが“地域の課題＝自分自身の課題”と捉えられるよう地域の力や意識を高めていくことを目標に課活動を行っています。

自分ではSOSを出せない方々が適切な機関につながるような、市民が主体となって見守りを行う地域をつくっていくこと（＝地域福祉の推進）が社協の役割であるからです。

立川市社会福祉協議会では、「地域あんしんセンターたちかわ」が成年後見制度の利用時の申立支援や受任者調整など、市民が利用できる事業を総合的に考え、成年後見制度利用推進機関としてご相談を受けております。



委員コラム（樋口委員）

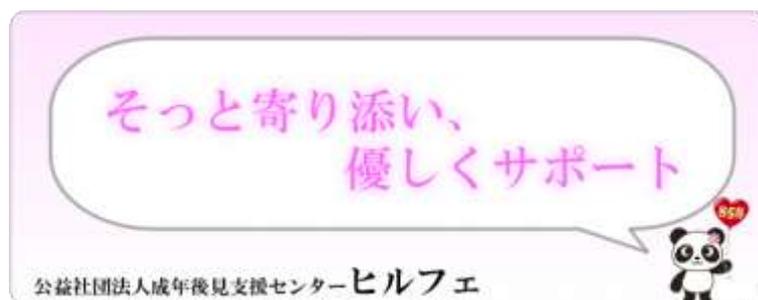
（公益社団法人 成年後見支援センターヒルフェの取組）

公益社団法人成年後見支援センターヒルフェは、東京都行政書士会により平成22年12月に一般社団法人として設立され、平成24年6月に公益社団法人へ移行いたしました。

「ヒルフェ」とはドイツ語で「助けあい」を意味します。成年後見制度を利用する方々に「そっと寄り添い、優しくサポート」していきたいという気持ちが込められています。

当団体は、行政書士制度の目的である「国民の権利利益の実現に資すること」を理念として成年後見制度の普及・促進や会員への指導管理監督などを行うことを目的としています。

今後も専門職後見受任団体として法人後見の受任を推進し、会員には研修・報告制度を義務付け、地域社会や関係団体と連携しながら後見活動の支援および制度普及活動を充実させていきます。



委員コラム(秋野委員)

(弁護士法人 多摩パブリック法律事務所の取組)

私が所属している弁護士法人多摩パブリック法律事務所（以下では「多摩パブ」といいます。）は、東京弁護士会が設立した公設事務所になります。

多摩パブでは、約10年前から法人後見に取り組んでいまして、多摩地域の30市町村や社会福祉協議会から、首長申立てや身寄りのない方の成年後見等申立てにおいて成年後見等候補者になってもらいたいというご要望を数多くいただきました。その多くは、虐待や法的問題が絡むような困難案件、緊急性の高い案件、不採算案件です。

法人後見のニーズは年々高まっています、そうした多摩地域のニーズに応じて多摩地域を支える公設事務所としての役割を十二分に果たすべく、多摩パブでは、令和4年5月（予定）に、成年後見等に特化した支所（後見支所）を設立することになりました。後見支所は、弁護士2名・社会福祉士2名・事務局2名で構成し、全ての事件について、担当弁護士・担当社会福祉士・担当事務局の3名のチーム体制で対応します。それにより、それぞれの事件について、法的視点と福祉的視点の両方の視点が行き届くとともに、効率的な事務業務による迅速な対応が可能となり、ご本人の権利擁護により資する形での支援が実現できると考えています。

2025年問題が間近に迫ってきていますが、量的にも質的にも充実した仕組みを構築して、積極的に対応していきたいと考えています。多摩パブの新たな法人後見についてご要望がありましたら、お気軽にお声がけ下さい。

資 料 編

本文中「*」印がついている語句等の説明・出典

	ページ	用語	説明・出典等																																									
*1	1	ノーマライゼーション	障害のある人もない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきという理念。																																									
*2	1	自己決定権の尊重	自分の生き方や生活について、他者から干渉をうけることなく自ら決定する権利（＝自己決定権）を尊重すること。意思能力が低下した後でも、残された能力を活用して、本人が決定することを尊重するという理念。																																									
*3	1	身上監護	被後見人等の生活、療養看護に関する事務を言います。後に制定された「成年後見制度利用促進法」では、「監護」という用語が与えるパターナリスティック(押しつけ的、権威的)な印象を払拭して、少しでも本人中心主義を志向したいとの意図から「身上の保護」という言葉が採用されました。 本計画でも基本的に「身上保護」という用語を使います。																																									
*4 *7	2, 3	図1-1、1-3	「成年後見関係事件の概況」（最高裁事務総局家庭局）を基にグラフ化。 図1-1、1-3は一部途中年度を省略しているため実際より傾きが大きくなっています。																																									
*5	2	図1-2	「成年後見関係事件の概況」（最高裁事務総局家庭局）を基にグラフ化。図1-2の数値は各年の1月から12月までの間に、家庭裁判所から不正事例に対する一連の対応を終えたものとして報告されたものであり、不正行為そのものが当該年に行われたものではありません。																																									
<p>後見人による不正事例(最高裁事務総局家庭局) (図1-2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年</th> <th colspan="2">総数</th> <th colspan="3">専門職(内数)</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>額(億円)</th> <th>件数</th> <th>件数割合(%)</th> <th>額(億円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H23(2011)</td> <td>311</td> <td>33.4</td> <td>6</td> <td>1.9</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td>H24(2012)</td> <td>624</td> <td>48.1</td> <td>18</td> <td>2.9</td> <td>3.1</td> </tr> <tr> <td>H25(2013)</td> <td>662</td> <td>44.9</td> <td>14</td> <td>2.1</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>H26(2014)</td> <td>831</td> <td>56.7</td> <td>22</td> <td>2.6</td> <td>5.6</td> </tr> <tr> <td>H27(2015)</td> <td>521</td> <td>29.7</td> <td>37</td> <td>7.1</td> <td>1.1</td> </tr> </tbody> </table>				年	総数		専門職(内数)			件数	額(億円)	件数	件数割合(%)	額(億円)	H23(2011)	311	33.4	6	1.9	1.3	H24(2012)	624	48.1	18	2.9	3.1	H25(2013)	662	44.9	14	2.1	0.9	H26(2014)	831	56.7	22	2.6	5.6	H27(2015)	521	29.7	37	7.1	1.1
年	総数		専門職(内数)																																									
	件数	額(億円)	件数	件数割合(%)	額(億円)																																							
H23(2011)	311	33.4	6	1.9	1.3																																							
H24(2012)	624	48.1	18	2.9	3.1																																							
H25(2013)	662	44.9	14	2.1	0.9																																							
H26(2014)	831	56.7	22	2.6	5.6																																							
H27(2015)	521	29.7	37	7.1	1.1																																							

		H28(2016)	502	26.0	30	6.0	0.9
		H29(2017)	294	14.4	11	3.7	0.5
		H30(2018)	250	11.3	18	7.2	0.5
		R1(2019)	201	11.2	32	15.9	2
		R2(2020)	186	7.9	30	16.1	1.5
*6	3	後見制度支援 信託	被後見人の財産のうち、日常的な支払いをするのに必要十分な金銭を預貯金等として成年後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託財産として金融機関が管理するもの。払戻や追加信託の際には家庭裁判所が発行する指示書が必要となります。平成 30 (2018) 年度から同様の手続きで身近な信用金庫等でも扱える「成年後見制度支援預貯金」の制度も始まりました。				
*8	4	成年後見制度 利用促進法(成 年後見制度の 利用の促進に 関する法律)	<p>(目的)</p> <p>第一条(抜粋)</p> <p>この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらのものを支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないに鑑み、～(中略)～成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。</p>				
*9	5	高齢者虐待防 止法(略称)	<p>(正式名称)</p> <p>「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」</p> <p>(成年後見制度の利用促進)</p> <p>第二十八条</p> <p>国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。</p>				

*10	5	障害者虐待防止法(略称)	<p>(正式名称)</p> <p>「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」</p> <p>(成年後見制度の利用促進)</p> <p>第四十四条</p> <p>国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに財産上の不当取引による障害者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。</p>
*11	7	成年後見制度利用促進法(成年後見制度の利用の促進に関する法律)	<p>(市町村の講ずる措置)</p> <p>第十四条第一項</p> <p>市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立当に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>
*12	7	国の基本計画(市町村の役割)	<p>3 成年後見制度の利用の促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <p>(5) 国、地方公共団体、関係団体等の役割</p> <p>①市町村</p> <p>○ 市町村は、上記のとおり、地域連携ネットワークの中核機関の設置等において積極的な役割を果たすとともに、地域の専門職団体等の関係者の協力を得て、地域連携ネットワーク(協議会等)の設立と円滑な運営においても積極的な役割を果たす。</p> <p>○ 市町村は、上記(2)④に掲げた地域連携ネットワーク・中核機関に期待される機能の段階的・計画的整備に向け、市町村計画を定めるよう努める。</p> <p>○ また、市町村は、促進法第23条(*現在は第14条)第2項において、条例で定めるところにより、～略～審議会その他の合議制の機関を置くよう努める～略～</p> <p>○ なお、先述のとおり、地域における体制整備は、地域福祉や地域包括ケア等の既存の資源・仕組みを活用しつ</p>

			つ、地域福祉計画など既存の施策と有機的な連携を図りつつ進める。
*13	7	立川市第4次長期総合計画後期基本計画（関係項目）	第6章第4節 「とともに見守り支えあう、安心して健やかに暮らせるまち」 施策25 地域福祉の推進 地域で見守り支えあい、すべての人がいきいきと暮らせるまちを目指します。 施策27 豊かな長寿社会の実現 高齢者になっても住み慣れた地域でその人らしい生活を送ることができるまちを目指します。 施策28 障害福祉の推進 障害のある人もない人も共にくらしやすいまちを目指します。
*14	7	立川市第4次地域福祉計画（関係項目）	理念「参画し、協働し、自らつくるまちづくり」 ～すべての人が自分らしくいきいきと、生きがいをもって暮らせる地域をめざして～ 2章3 生活に身近な圏域で丸ごと相談できる体制を整備します
*15	9	人口割合の推計	立川市「第4次長期総合計画後期基本計画策定のための将来人口推計調査」より
*16 *19	9、10	図2-1、2-2	立川市住民基本台帳（登録者数）より作成
*17	9	認知症施策推進大綱の資料	認知症施策推進大綱（R1.6.18） 厚生労働省ホームページより 平成24（2012）年 認知症の数 462万人 平成30（2018）年 推計 500万人超 65歳以上高齢者の7人に1人
*18	9	地域包括ケアシステム	地域包括ケアシステムとは、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が切れ目なく一体的に提供される体制のことです。 最近では、生産年齢人口比率が減少し高齢者人口が最大になる2040年を目指した地域づくりも始まっています。

*20	10	8050問題	社会から孤立しがちな50歳前後の子と、その子を経済的に支援する80歳前後の親の世帯に関する問題
*21	14	成年後見制度 利用実績	<p>東京家庭裁判所提供資料より 令和2（2020）年12月末時点での制度利用者数 立川市 378人 東京都 26,325人</p> <p>成年後見事件の概況より 裁判所ホームページ 令和2（2020）年12月末時点での制度利用者数 232,287人</p> <p>立川市の人口（65歳以上人口）R3. 1. 1現在 住民基本台帳より 184,577人（45,508人）</p> <p>東京都の人口（65歳以上人口）R3. 1. 1現在 東京都の統計ホームページより 住民基本台帳による東京都の世帯と人口（第1表、 第3-1表） 13,843,525人（3,138,567人）</p> <p>全国の人口（65歳以上人口）R3. 1. 1現在 総務省統計局人口推計ホームページより 125,630,000人（36,215,000人）</p> <p>知的障害者（愛の手帳）台帳登録数 立川市決算説明資料より 令和2（2020）年度末 1,132人（18歳以上）</p> <p>精神障害者保健福祉手帳台帳登録数 立川市決算説明資料より 令和2（2020）年度末 2,177人</p>
*22	17	障害者の権利 に関する条約	<p>（2006年12月13日国連採択、2008年5月3日発効、日本は2007年9月28日に署名、2014年1月20日批准書を寄託。2014年2月19日に日本について効力発生）</p> <p>第12条 法律の前にひとしく認められる権利</p> <p>1 締約国は、障害者が全ての場所において法律の前に人として認められる権利を有すること再確認する。</p> <p>2 締約国は、障害者が生活のあらゆる側面において他の者との平等を基礎として法的能力を享有することを認める。</p> <p>3 締約国は、障害者がその法的能力の行使に当たって</p>

			<p>必要とする支援を利用する機会を提供するための適当な措置をとる。</p> <p>4 締約国は、法的能力の行使に関連する全ての措置において、濫用を防止するための適当かつ効果的な保障を国際人権法に従って定めることを確保する。当該保障は、法的能力の行使に関連する措置が、障害者の権利、意思及び選好を尊重すること、利益相反を生じさせず、及び不当な影響を及ぼさないこと、障害者の状況に応じ、かつ、適合すること、可能な限り短い期間に適用されること並びに権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関による定期的な審査の対象となることを確保するものとする。当該保障は当該措置が障害者の権利及び利益に及ぼす影響の程度に応じたものとする。</p> <p>5 締約国は、この条の規定に従うことを条件として、障害者が財産を所有し、又は相続し、自己の会計を管理し、及び銀行貸し付け、抵当その他の形態の金融上の信用を利用する均等な機会を有することについての平等の権利を確保するための全ての適当かつ効果的な措置をとるものとし、障害者がその財産を恣意的に奪われないことを確保する。</p>
*23	24	協議会づくり（立ち上げ方法）の提示について	<p>「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」</p> <p>平成30（2018）年3月</p> <p>成年後見制度利用促進体制整備委員会</p> <p>事務局：公益社団法人日本社会福祉士会</p> <p>平成29年度 厚生労働省 老人保健事業推進費等補助金事業</p>
*24	26	重層的支援体制整備事業	<p>地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（「改正法」）により社会福祉法が改正され、令和3（2021）年4月1日から施行されました。</p> <p>改正法に基づき、市町村における包括的な支援体制の構築をはかるため、重層的支援体制整備事業が創設されました。</p>
*25	30	後犬（こうけん）ちゃん	<p>厚生労働省「成年後見制度利用促進ポータルサイト」のマスコットです。このウェブサイトでは本人や家族向けの制度紹介はもちろん、市民後見人の活動、福祉事業者や金</p>

			融機関等の関係機関のみなさんにも後見制度やチームでの意思決定支援についての分かりやすい説明がされています。ガイドライン等のプリントアウトもできます。																
*26	32	成年後見制度 利用の動機	<p>成年後見関係事件の概況（令和元（2019）年12月末） 最高裁事務総局家庭局</p> <p>制度利用の動機</p> <table> <tr> <td>預貯金の管理・解約</td> <td>40.6%</td> </tr> <tr> <td>身上保護</td> <td>21.8%</td> </tr> <tr> <td>介護保険契約</td> <td>10.5%</td> </tr> <tr> <td>不動産の処分</td> <td>9.2%</td> </tr> <tr> <td>相続手続</td> <td>7.9%</td> </tr> <tr> <td>保険金受取</td> <td>4.0%</td> </tr> <tr> <td>訴訟手続等</td> <td>2.5%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3.4%</td> </tr> </table> <p>（動機複数あればそれぞれ計数）</p>	預貯金の管理・解約	40.6%	身上保護	21.8%	介護保険契約	10.5%	不動産の処分	9.2%	相続手続	7.9%	保険金受取	4.0%	訴訟手続等	2.5%	その他	3.4%
預貯金の管理・解約	40.6%																		
身上保護	21.8%																		
介護保険契約	10.5%																		
不動産の処分	9.2%																		
相続手続	7.9%																		
保険金受取	4.0%																		
訴訟手続等	2.5%																		
その他	3.4%																		

○ 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第二十九号）

目次

- 第一章 総則（第一条—第十条）
 - 第二章 基本方針（第十一条）
 - 第三章 成年後見制度利用促進基本計画（第十二条）
 - 第四章 成年後見制度利用促進会議（第十三条）
 - 第五章 地方公共団体の講ずる措置（第十四条・第十五条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「成年後見人等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 成年後見人及び成年後見監督人
- 二 保佐人及び保佐監督人
- 三 補助人及び補助監督人
- 四 任意後見人及び任意後見監督人

2 この法律において「成年被後見人等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 成年被後見人
- 二 被保佐人
- 三 被補助人
- 四 任意後見契約に関する法律（平成十一年法律第五十号）第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任された後における任意後見契約の委任者

3 この法律において「成年後見等実施機関」とは、自ら成年後見人等となり、又は成年後見人等若しくはその候補者の育成及び支援等に関する活動を行う団体をいう。

4 この法律において「成年後見関連事業者」とは、介護、医療又は金融に係る事業その他の成年後見制度の利用に関連する事業を行う者をいう。

(基本理念)

第三条 成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

2 成年後見制度の利用の促進は、成年後見制度の利用に係る需要を適切に把握すること、市民の中から成年後見人等の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、地域における需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。

3 成年後見制度の利用の促進は、家庭裁判所、関係行政機関（法務省、厚生労働省、総務省その他の関係行政機関をいう。以下同じ。）、地方公共団体、民間の団体等の相互の協力及び適切な役割分担の下に、成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の権利利益を適切かつ確実に保護するために必要な体制を整備することを旨として行われるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係者の努力)

第六条 成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、基本理念にのっとり、その業務を行うとともに、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の努力)

第七条 国民は、成年後見制度の重要性に関する関心と理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(関係機関等の相互の連携)

第八条 国及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

2 地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、特に、その地方公共団体の区域を管轄する家庭裁判所及び関係行政機関の地方支分部局並びにその地方公共団体の区域に所在する成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者その他の関係者との適切な連携を図るよう、留意するものとする。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、第十一条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を速やかに講じなければならない。この場合において、成年被後見人等の権利の制限に係る関係法律の改正その他の同条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上の措置については、この法律の施行後三年以内を目途として講ずるものとする。

(施策の実施の状況の公表)

第十条 政府は、毎年一回、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第二章 基本方針

第十一条 成年後見制度の利用の促進に関する施策は、成年後見制度の利用者の権利利益の保護に関する国際的動向を踏まえるとともに、高齢者、障害者等の福祉に関する施策との有機的な連携を図りつつ、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。

- 一 成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の能力に応じたきめ細かな対応を可能とする観点から、成年後見制度のうち利用が少ない保佐及び補助の制度の利用を促進するための方策について検討を加え、必要な措置を講ずること。
- 二 成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと。
- 三 成年被後見人等であって医療、介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難なものが円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方について、成年後見人等の事務の範囲を含め検討を加え、必要な措置を講ずること。
- 四 成年被後見人等の死亡後における事務が適切に処理されるよう、成年後見人等の事務の範囲について検討を加え、必要な見直しを行うこと。
- 五 成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の自発的意思を尊重する観点から、任意後見制度が積極的に活用されるよう、その利用状況を検証し、任意後見制度が適切にかつ

- 安心して利用されるために必要な制度の整備その他の必要な措置を講ずること。
- 六 成年後見制度に関し国民の関心と理解を深めるとともに、成年後見制度がその利用を必要とする者に十分に利用されるようにするため、国民に対する周知及び啓発のために必要な措置を講ずること。
- 七 成年後見制度の利用に係る地域住民の需要に的確に対応するため、地域における成年後見制度の利用に係る需要の把握、地域住民に対する必要な情報の提供、相談の実施及び助言、市町村長による後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の請求の積極的な活用その他の必要な措置を講ずること。
- 八 地域において成年後見人等となる人材を確保するため、成年後見人等又はその候補者に対する研修の機会の確保並びに必要な情報の提供、相談の実施及び助言、成年後見人等に対する報酬の支払の助成その他の成年後見人等又はその候補者に対する支援の充実に図るために必要な措置を講ずること。
- 九 前二号の措置を有効かつ適切に実施するため、成年後見人等又はその候補者の育成及び支援等を行う成年後見等実施機関の育成、成年後見制度の利用において成年後見等実施機関が積極的に活用されるための仕組みの整備その他の成年後見等実施機関の活動に対する支援のために必要な措置を講ずること。
- 十 成年後見人等の事務の監督並びに成年後見人等に対する相談の実施及び助言その他の支援に係る機能を強化するため、家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体における必要な人的体制の整備その他の必要な措置を講ずること。
- 十一 家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者の相互の緊密な連携を確保するため、成年後見制度の利用に関する指針の策定その他の必要な措置を講ずること。

第三章 成年後見制度利用促進基本計画

- 第十二条 政府は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画(以下「成年後見制度利用促進基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 成年後見制度利用促進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 成年後見制度の利用の促進に関する目標
 - 二 成年後見制度の利用の促進に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - 三 前二号に掲げるもののほか、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、成年後見制度利用促進基本計画を変更しようとするときは、成年後見制度利用促進基本計画の変更の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 4 法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅

滞なく、変更後の成年後見制度利用促進基本計画をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第四章 成年後見制度利用促進会議

(設置及び所掌事務)

第十三条 政府は、関係行政機関相互の調整を行うことにより、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度利用促進会議を設けるものとする。

2 関係行政機関は、成年後見制度の利用の促進に関し専門的知識を有する者によって構成する成年後見制度利用促進専門家会議を設け、前項の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

3 成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進専門家会議の庶務は、厚生労働省において処理する。

第五章 地方公共団体の講ずる措置

(市町村の講ずる措置)

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(都道府県の講ずる措置)

第十五条 都道府県は、市町村が講ずる前条の措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

附 則 (抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条及び第五条の規定は、同日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 認知症である高齢者、知的障害者その他医療、介護等を受けるに当たり意思を決定する

ことが困難な者が円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方については、第十一条第三号の規定による検討との整合性に十分に留意しつつ、今後検討が加えられ、その結果に基づき所要の措置が講ぜられるものとする。

立川市成年後見制度利用促進計画策定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第1項の規定に基づき、立川市成年後見制度利用促進計画（仮称）（以下「成年後見制度利用促進計画」という。）の策定に係る検討等を行うため、立川市成年後見制度利用促進計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 成年後見制度利用促進計画の策定検討に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、福祉保健部長を充てるほか、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 成年後見制度等に関し専門的知識を有する者（弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士、社会保険労務士等）
- (2) 金融機関が推薦する者
- (3) 民生委員・児童委員
- (4) 福祉に関係する団体が推薦する者
- (5) 社会福祉法人立川市社会福祉協議会が推薦する者
- (6) 立川市地域包括支援センターの運営の委託を受けた法人が推薦する者

3 委員の任期は、委嘱の日から令和4年3月31日までとする。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(謝礼及び記念品)

第6条 委員には、予算の範囲内で謝礼を支払い、又は記念品を贈呈するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉保健部福祉総務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

立川市成年後見制度利用促進計画策定検討委員会委員名簿

敬称略

	氏名	所属等	選出区分
1	◎あかぬま やすひろ 赤沼 康弘	赤沼法律事務所(東京弁護士会)	弁護士 (要綱 1号)
2	あきの たつひこ 秋野 達彦	弁護士法人多摩パブリック法律事務所(東京第二弁護士会)	弁護士 (要綱 1号)
3	○たけだ まさのぶ 武田 正信	武田司法書士事務所(公益社団法人 成年後見センターリーガルサポート東京支部 立川地区リーダー)	司法書士 (要綱 1号)
4	おおわ のりこ 大輪 典子	社会福祉士事務所スペース・輪(公益社団法人 東京社会福祉士会)	社会福祉士 (要綱 1号)
5	ひぐち けんじ 樋口 健次	ひぐち行政書士法務事務所(公益社団法人 成年後見支援センター ヒルフェ)	行政書士 (要綱 1号)
6	きのえ やすえ 甲 康枝	きのえ社会保険労務士事務所(一般社団法人 社労士 成年後見センター東京 多摩ブロック支部支部長)	社会保険労務士 (要綱 1号)
7	あべ たけひさ 阿部 武永	多摩信用金庫 価値創造事業部 主任調査役	多摩信用金庫 (要綱 2号)
8	しの やすお 紫野 烈生	立川富士見郵便局長	日本郵便 (要綱 2号)
9	なかむら きみこ 中村 喜美子	立川市民生委員・児童委員協議会 会長	民生・児童委員 (要綱 3号)
10	いずみぐち てつお 泉口 哲男	自立生活企画、NPO法人 自立生活センター立川	障害者団体(知的) (要綱 4号)
11	えんどう まさこ 遠藤 雅子	一般社団法人イドコロ 代表理事	福祉関係機関(精神) (要綱 4号)
12	みずむら やすよ 水村 安代	認知症地域支援推進員(社会福祉法人 至誠学舎立川 至誠ホーム)	福祉関係機関(認知症) (要綱 4号)
13	おかべ しゅんいち 岡部 俊一	社会福祉法人 立川市社会福祉協議会 総合相談支援課長	立川市社会福祉協議会 (要綱 5号)
14	のだ みき 野田 美輝	立川市中部たかまつ地域包括支援センター 社会福祉士(社会福祉法人にんじんの会)	地域包括支援センター (要綱 6号)

◎委員長 ○副委員長

計画策定経過の概要

(1) 立川市成年後見制度利用促進計画策定検討委員会

回	開催日	内容
1	令和3(2021)年 6月29日	<ul style="list-style-type: none"> 委員自己紹介 委員長、副委員長の選任 「立川市成年後見制度利用促進計画」について検討 立川市の現状と課題を踏まえ、目標とすべき方向性、計画促進の要となる地域連携ネットワーク構築のための「協議会」「中核機関」の在り方を検討。 制度利用促進は本人中心で行われるべきということなどを確認。 今後の進め方について
	令和3(2021)年 7月～9月	<ul style="list-style-type: none"> この間、第1回委員会での検討に基づいて、事務局で案を作成したものを各委員に共有し、ご意見を聴取した内容を反映した事務局案を作成。
2	令和3(2021)年 10月6日	<ul style="list-style-type: none"> 「立川市成年後見制度利用促進計画」事務局素案について検討 理念・目標について再度検討。その他全般的な指摘事項について、事務局が必要な修正を加えることとし、委員会として計画案を承認。 今後の進め方について
3	令和4(2022)年 1月26日 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメントについて 「立川市成年後見制度利用促進計画」原案について検討 計画の推進について

(2) パブリックコメント(市民意見公募)

実施期間：令和3(2021)年12月15日～令和4(2022)年1月12日

実施方法：実施について広報たちかわ及び立川市ホームページにて告知。

計画素案を市ホームページ、市役所(福祉総務課、市政情報コーナー)、女性総合センター、子ども未来センター、生涯学習推進センター、窓口サービスセンター、連絡所、学習館、学習等供用施設、図書館を閲覧場所として実施。

提出方法：郵便、ファックス、市ホームページ、直接持参にて受付。

募集結果：ご意見は寄せられませんでした。